防衛庁訓令第５２号

防衛庁職員給与法施行令（昭和２７年政令第３６８号）第４条第２項、第７条第２号、第８条第４項第１号、第１４条第１項ただし書及び第３項、第１５条第１項及び第２項、第１７条第４項、第１７条の２第１項及び第２項、第１７条の５第１項及び第３項、第１７条の７第３項、第２０条第３項第３号及び第２２条第１号並びに別表第１、別表第３及び別表第６備考第３号の規定に基き、防衛庁職員給与施行規則を次のように定める。

昭和３０年８月１５日

防衛庁長官　砂　田　重　政

防衛省職員給与施行細則

（昭４４庁訓４３・平１９庁訓１・改称）

平成１５年１０月２９日防衛庁訓令第　６９号
同　１６年　３月２９日同　　第　２０号
同　１６年　４月　１日同　　第　４０号
同　１６年１０月２８日同　　第　７７号
同　１７年　３月２８日同　　第　２４号
同　１７年　４月　１日同　　第　５６号
同　１８年　３月２７日同　　第　３９号
同　１８年　３月３１日同　　第　６３号
同　１８年　３月３１日同　　第　６５号
同　１８年　７月２８日同　　第　８３号
同　１９年　１月　５日同　　第　　１号
同　１９年　３月２８日防衛省訓令第　１０号
同　１９年　３月３０日同　　第　２８号
同　１９年　８月３０日同　　第１４５号
同　１９年１１月３０日同　　第１６４号
同　２０年　１月１５日同　　第　　１号
同　２０年　３月２５日同　　第　１２号
同　２０年　３月３１日同　　第　２７号
同　２０年　３月３１日同　　第　２９号
同　２０年　３月３１日同　　第　３１号
同　２１年　３月２７日同　　第　２２号
同　２１年　３月３１日同　　第　３１号
同　２１年　５月１５日同　　第　３４号
同　２１年　７月１７日同　　第　４４号
同　２１年１２月２５日同　　第　６６号
同　２２年　３月２５日同　　第　　８号
同　２２年　４月　１日同　　第　１５号
同　２２年　６月３０日同　　第　２９号
同　２２年　８月１０日同　　第　３３号
同　２２年１０月　１日同　　第　３６号
同　２２年１１月３０日同　　第　４３号
同　２３年　４月　１日同　　第　１６号
同　２３年　６月２９日同　　第　２５号
同　２３年　８月３１日同　　第　３４号
同　２４年　３月２３日同　　第　１０号
同　２４年　３月２９日同　　第　１２号
同　２４年　４月　６日同　　第　１５号
同　２４年　５月３０日同　　第　２０号
同　２５年　１月３０日同　　第　　７号
平成２５年　３月１４日防衛省訓令第　１０号
平成２５年　３月２２日防衛省訓令第　１６号
平成２５年　５月１６日防衛省訓令第　３７号
平成２５年１２月　６日防衛省訓令第　５３号
平成２６年　３月２４日防衛省訓令第　１０号
平成２６年　３月２４日防衛省訓令第　１６号
平成２６年　３月３１日防衛省訓令第　２２号
平成２６年　３月３１日防衛省訓令第　２３号
平成２６年　４月１８日防衛省訓令第　２４号
平成２６年　５月３０日防衛省訓令第　３５号
平成２６年　７月３１日防衛省訓令第　６１号
平成２６年　９月２２日防衛省訓令第　５２号
平成２７年　３月３０日防衛省訓令第　１２号
平成２７年　３月３１日防衛省訓令第　１０号
平成２７年　４月１０日防衛省訓令第　２０号
平成２７年　９月２５日防衛省訓令第　２９号
平成２７年１０月　１日防衛省訓令第　３９号
平成２７年１０月２６日防衛省訓令第　４８号
最終改正　平成２７年１１月２７日防衛省訓令第　５１号

目次

第１条　予備自衛官又は即応予備自衛官から自衛官に任官した場合における初任給の決定基準の特例
第１条の２　元自衛官を自衛官に採用した場合における初任給の決定基準の特例
第１条の３　３等陸曹等に昇任する場合の号俸決定の特例
第１条の４　防衛省専門職員採用試験により事務官等として採用された場合におけるその者の初任給
第２条　無給の休暇
第３条　削除
第３条の２　削除
第３条の３　乗組員の範囲
第３条の４　乗組手当の月額
第３条の５　乗組員の範囲に係る俸給月額及び特定の場合の乗組手当の計算の基準額
第４条　食事を支給してはならない場合
第４条の２　食事を無料で支給する作業
第５条　引き続き２４時間以上にわたる警衛勤務を行つて、食事を無料で支給することが必要であると認める理由
第６条　食事の有料支給
第６条の２　予備自衛官等に対する被服の無料貸与
第７条　貸与被服の返還
第８条　弁償額
第８条の２　払込金額
第９条　弁償金額又は払込金額の俸給その他の給与からの控除
第１０条　予備自衛官手当等の支給日
第１１条　予備自衛官手当等の支給機関
第１２条　予備自衛官手当等の支払方法
第１２条の２　即応予備自衛官の訓練招集手当の額
第１３条　訓練招集手当等の支給機関
第１４条　訓練招集手当等の支払方法等
第１５条　削除
第１６条　本府省業務調整手当
第１７条　初任給調整手当
第１７条の２　地域手当
第１７条の３　単身赴任手当
第１８条　爆発物取扱作業等手当を支給される作業等
第１９条　航空作業手当の額等
第２０条　削除
第２１条　異常圧力内作業等手当の額等
第２２条　削除
第２３条　削除
第２４条　駐留軍関係業務手当を支給される業務
第２５条　南極手当の額
第２５条の２　夜間看護等手当の額が加算される場合等
第２６条　除雪手当を支給される作業の対象となる道路
第２７条　小笠原手当の額
第２７条の２　削除
第２７条の３　削除
第２７条の４　死体処理手当
第２７条の５　災害派遣等手当
第２７条の６　対空警戒対処等手当
第２７条の７　夜間特殊業務手当

第２７条の８　航空管制手当
第２７条の９　国際緊急援助等手当の額
第２７条の１０　海上警備等手当
第２７条の１１　分べん取扱手当
第２８条　特地勤務手当等
第２９条　南極地域観測の場合の航海手当の日額
第３０条　航海手当の日額の特例
附則
（昭３１庁訓１２・昭３１庁訓２９・昭３１庁訓３８・昭３１庁訓４２・昭３１庁訓４６・昭３２庁訓４８・昭３２庁訓７４・昭３３庁訓２７・昭３５庁訓６０・昭３６庁訓１７・昭３６庁訓６１・昭３７庁訓７・昭３７庁訓７８・昭４１庁訓３６・昭４３庁訓７・昭４３庁訓２６・昭４５庁訓４１・昭４６庁訓１３・昭４６庁訓２４・昭４６庁訓４４・昭４８庁訓５７・昭４９庁訓３１・昭５２庁訓１５・昭５４庁訓２７・昭５５庁訓２０・昭５７庁訓５・昭５７庁訓１７・昭５９庁訓２８・昭６０庁訓２４・平２庁訓９・平２庁訓２３・平２庁訓４７・平３庁訓３５・平４庁訓４１・平５庁訓４・平６庁訓３５・平７庁訓３４・平８庁訓３８・平９庁訓２２・平１０庁訓１２・平１２庁訓２７・平１２庁訓７６・平１４庁訓４・平１４庁訓３０・平１５庁訓４６・平１６庁訓４０・平１７庁訓５６・平１８庁訓６３・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２２省訓１５・平２３省訓１６・平２４省訓１２・平２７省訓２０・一部改正）

（予備自衛官又は即応予備自衛官から自衛官に任官した場合における初任給の決定基準の特例）
第１条　予備自衛官又は即応予備自衛官から自衛官に任官した者の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。ただし、部内の他の自衛官との均衡を考慮して必要と認める場合は、予備自衛官又は即応予備自衛官の経験年数については、予備自衛官又は即応予備自衛官となつた以後の期間を別表第１に定めるところにより換算して得られる期間をその者の経験年数とし、当該経験年数を有する者のその任官時の号俸は、経験年数の月数を１２月で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４を乗じて得た数（災害招集又は災害等招集（自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７５条の４第１項第４号に規定する同法第８３条第２項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合に限る。）により自衛官に任官した場合は、当該数に１００分の８０を乗じて得た数）に次の各号に定める号俸を加えて得た数の号俸とすることができる。
(1) 自衛官を退職した者で自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第３４条又は第３５条の規定により指定されていた階級（以下この条において「退職時等の階級」という。）と同じ階級の自衛官に任官した者　退職時等の階級におけるその者が受けていた号俸（自衛隊法施行規則第３５条の規定により階級を指定されていた者にあつては、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和２７年政令第３６８号。以下「令」という。）第６条の６第１項から第３項までの規定を適用したと仮定した場合において決定されることとなる号俸をいう。次条において「退職時等の号俸」という。）
(2) 前号に掲げる者以外の者　自衛官に任官した場合におけるその階級の最低の号俸
（昭３７庁訓７・全改、平２庁訓３８・平１０庁訓１２・平１４庁訓４・平１８庁訓６３・平１９庁訓１・一部改正、平２７省訓２０・全改）

（元自衛官を自衛官に採用した場合における初任給の決定基準の特例）
第１条の２　自衛官であつた者のうち現に予備自衛官又は即応予備自衛官でないもの（以下この条において「元自衛官」という。）を再び自衛官に採用した場合（幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令（平成６年防衛庁訓令第１０号）の適用を受ける場合を除く。）において、当該元自衛官が自衛官を離職する際に受けていた号俸がその採用時の階級における最低の号俸より上位の号俸であるときは、自衛官を離職する以前にその階級に属することとなつた時から自衛官を離職した時までの期間の月数を１８月で除して得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４（その者の採用時の階級が１等陸佐、１等海佐又は１等空佐以上の階級であるときは、３）を乗じて得た数に１を加えて得た数の号俸をその採用時の号俸とすることができる。ただし、その者の採用時の階級の１階級上位の階級における最低の号俸を超える号俸による額とすることはできない。
２　次の各号に掲げる元自衛官を再び自衛官に採用した場合におけるその採用時の号俸が前項の規定により決定された場合において、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ防衛大臣又はその指定する者の承認を得てその者が離職時に属していた階級におけるその者が

受けていた号俸（その者がその採用時の前日以前において予備自衛官又は即応予備自衛官であつた場合にはその者の退職時等の号俸）を限度としてその者の号俸を決定することができる。

(1) 任用期間を満了して退職した元自衛官

(2) 特殊の技術、経験等を有する元自衛官（特別の学歴、免許、資格等を必要とする業務に従事する者で防衛大臣の指定するものに限る。）

（昭３７庁訓７・追加、平６庁訓１０・平１０庁訓１２・平１４庁訓４・平１８庁訓６３・平１９庁訓１・平２７省訓２０・一部改正）

（３等陸曹等に昇任する場合の号俸決定の特例）

第１条の３　自衛隊法施行規則第２８条第１項ただし書又は第２９条の２の規定に基づき陸士長、海士長又は空士長から３等陸曹、３等海曹又は３等空曹に昇任をした場合（昇任をした日の前日にその者が受けていた号俸が９号俸に達しない場合を除く。）は、令第６条の８の規定により号俸を決定することができる場合に該当するものとし、その場合における号俸は、その者が昇任をした日の前日に受けていた昇任前の号俸に応じて別表第１の２に定める昇任後の号俸とする。

（昭４６庁訓４４・追加、昭５０庁訓６・一部改正、平１８庁訓６３・全改、平２７省訓２０・一部改正）

（防衛省専門職員採用試験により事務官等として採用された場合におけるその者の初任給）

第１条の４　事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成２４年防衛省訓令第５号）第１０条に規定する防衛省専門職員採用試験により事務官等として採用された場合におけるその者の初任給については、人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第２初任給基準表イ行政職俸給表㈠初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「専門職（大卒二群）」の区分を適用する。

（平２４省訓１２・追加、平２６省訓１６号・平２６省訓３５・一部改正）

（無給の休暇）

第２条　令第７条第１号に規定する防衛大臣の定める場合は、隊員が自衛隊法施行規則第４９条第１項第１７号に掲げる場合若しくは同条第２項第２号に掲げる場合に該当して特別休暇を承認された場合又は同規則第４９条の２の規定により介護休暇を承認された場合とする。ただし、隊員が同規則第４９条第１項第１７号に掲げる場合に該当して特別休暇を承認された場合のうちその都度特に俸給を支給することについて防衛大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

（昭３２庁訓４８・昭３３庁訓７７・昭３５庁訓４３・昭３６庁訓６１・昭３７庁訓７・昭６１庁訓１・平３庁訓２・平６庁訓４５・平１９庁訓１・一部改正）

第３条　削除

（昭３６庁訓６１）

第３条の２　削除

（昭３２庁訓７４）

（乗組員の範囲）

第３条の３　令第１１条の３第２項本文に規定する「居住施設を有し、かつ、港外行動を行うことを本務とする艦船（総トン数５トン未満のものを除く。）として防衛大臣の定めるもの」は、次の各号に掲げる船舶とする。

(1) 海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令（昭和３５年海上自衛隊訓令第３０号）。以下「船舶の区分及び名称等標準訓令」という。）別表第１において自衛艦として掲げられている船舶

(2) 船舶の区分及び名称等標準訓令別表第１において支援船として掲げられている船舶のうち分類が第２種であつて、かつ、海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令（昭和３８年海上自衛隊訓令第１９号）第２条に該当する船舶から、港外行動を本務としないものとして防衛大臣が指定した船舶を除いたもの

２　自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、潜水艦隊司令部、潜水隊群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部又は地方総監部に所属する海上自衛官については、前項に規定する船舶に乗り組んだ場合にお

いても、令第１１条の３第２項ただし書の規定に基づき、乗組員としないものとする。ただし、自衛隊法第６章に規定する行動その他の特別の事由により、乗り組んだ場合には、この限りでない。

（昭３１庁訓３８・全改、昭３３庁訓１８・昭３５庁訓４３・昭３７庁訓１８・昭３８庁訓１・昭４０庁訓４３・昭４１庁訓２９・昭４６庁訓２４・平３庁訓３５・平１１庁訓１・平１９庁訓１・平２０省訓２７・平２７省訓２０・一部改正）

（乗組手当の月額）

第３条の４　令第１２条第２項に規定する「防衛大臣の定める乗組員」は、第３項及び第４項に規定する乗組手当を支給される乗組員以外の乗組員とする。

２　令第１２条第２項に規定する「防衛大臣の定める艦船」は、はしだてとする。

３　令第１２条第２項の防衛大臣が定める割合は、次の各号に掲げる階級の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

(1) 海将補（二）　１００分の８４．５
(2) １等海佐（一）　１００分の８４．９
(3) １等海佐（二）　１００分の８５．９
(4) １等海佐（三）　１００分の８６．４
(5) ２等海佐　１００分の９１．６
(6) ３等海佐　１００分の９４．２

４　船舶の区分及び名称等標準訓令別表第１において自衛艦として掲げられている船舶のうち種別が輸送艇である船舶の乗組員の乗組手当の月額は、その者の属している階級（令第６条の３第３項に規定する階級をいう。次項において同じ。）における最低の号俸による俸給月額（前項各号に掲げる階級である場合には、当該各号に定める割合を乗じて得た額）に１００分の２６．４を乗じて得た額とする。

５　前条第１項第２号に掲げる船舶の乗組員の乗組手当の月額は、その者の属している階級における最低の号俸による俸給月額（第３項各号に掲げる階級である場合には、当該各号に定める割合を乗じて得た額）に１００分の１６．５を乗じて得た額とする。

（昭３６庁訓１７・全改、昭３７庁訓１８・昭４１庁訓２９・昭４６庁訓２４・昭６０庁訓４２・平４庁訓４１・平１１庁訓１・平１６庁訓７７・平１８庁訓６３・平１８庁訓８３・平１９庁訓１・平２０省訓２７・平２３省訓１６・一部改正）

（乗組員の範囲に係る俸給月額及び特定の場合の乗組手当の計算の基準額）

第３条の５　令第１１条の３第６項第１号の防衛大臣の定める額は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号。以下「法」という。）別表第２の陸将、海将及び空将の欄に掲げる４号俸による俸給月額とする。

２　令第１２条第８項の防衛大臣の定める額は、法別表第２の陸将、海将及び空将の欄に掲げる２号俸（法第６条第２項の規定の適用を受ける自衛官にあつては、４号俸）による俸給月額とする。

（昭４１庁訓３６・追加、昭４２庁訓４１・昭４６庁訓１３・昭４８庁訓５５・昭５４庁訓２７・昭６０庁訓４２・平２庁訓３８・平３庁訓３５・平１３庁訓３０・平１６庁訓２０・平１６庁訓７７・平１８庁訓６３・平１８庁訓６５・平１８庁訓８３・平１９庁訓１・平２０省訓２７・平２６省訓３５・一部改正）

（食事を支給してはならない場合）

第４条　令第１４条第１項ただし書に規定する休暇その他の防衛大臣の定める事由により防衛大臣の指定する場所にいない場合は、同項第１号又は第２号に掲げる者（以下「営内居住隊員」という。）については次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合とする。

(1) 自衛隊法施行規則第４７条から第４９条（第１項第１７号及び第２項第２号を除く。）までの規定による休暇を承認され（同規則第４９条第１項第６号又は第７号の休暇にあつては、申し出た場合又は届け出た場合とする。）、同規則第５１条又は第５２条の規定により営内居住隊員が居住すべき営舎若しくは艦船又はこれらに準ずる場所（以下「営舎等」という。）にいない場合
(2) 自衛隊法施行規則第４９条第１項第１７号及び同条第２項第２号の規定による特別休暇を承認された場合並びに同規則第４９条の２の規定による介護休暇を承認された場合（営舎等にいる場合を除く。）。ただし、同規則第４９条第１項第１７号の規定による特別休暇を承認された場合であつても、食事を無料で支給することについてあらかじめ防衛大臣の承認を得た場合は、この限りでない。
(3) 療養のため病院又は診療所に入院し、食事療養を受けている場合（営舎等にいる場合を含む。）

(4) 上官の許可を得ないで営舎等にいない場合
(5) 刑事事件に関して身体を拘束されている場合（営舎等にいる場合を含む。）
(6) 外出又は上陸を許可された場合（営舎等において食事をすることについて事前に申出た場合を除く。）

２　俸給支給機関の長（俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和３０年防衛庁訓令第９号）第２条に規定する俸給支給機関の長及び同訓令第１２条の規定により食事の支給に関し俸給支給機関の長の権限を委任されている者をいう。以下同じ。）は、営内居住隊員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合には、その者に対しては食事を支給してはならない。

３　自衛官候補生、訓練招集又は教育訓練招集（以下「訓練招集等」という。）に応じている予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（法第４条第１項の学生をいう。以下「学生」という。）並びに生徒（同項の生徒をいう。以下同じ。）に対して食事を支給してはならない場合については、前項の規定の例による。ただし、第１項第１号の休暇を与えられた者又は同項第６号の外出を許可された者が事前に食事の支給を受けたい旨を申し出た場合に限り、それぞれ休暇中の旅行目的地若しくはこれに準ずる居所に到着するまでの間又は外出の間の食事を支給することができる。

（昭３２庁訓６・昭３６庁訓６１・昭４６庁訓１３・昭４９庁訓３１・昭５１庁訓２・昭６１庁訓１・平３庁訓２・平６庁訓４５・平６庁訓４７・平１０庁訓１２・平１４庁訓４・平１８庁訓８３・平１９庁訓１・平２１省訓６６・平２２省訓２９・一部改正）

（食事を無料で支給する作業）

第４条の２　令第１４条第２項第４号の３中「防衛大臣の定める作業」は、深海潜水訓練装置内における飽和潜水法を用いて行う作業とする。

（昭６０庁訓２４・追加・平１９庁訓１・一部改正）

（引き続き２４時間以上にわたる警衛勤務を行つて、食事を無料で支給することが必要であると認める理由）

第５条　令第１４条第２項第５号の２に基づく食事を支給することが必要であると認める理由は、陸上自衛隊の駐屯地（分屯地及びこれに準ずる施設を含む。）の警戒及び営門出入者の監視等の業務に従事する場合とする。

（昭５５庁訓２０・全改、昭５７庁訓１９・一部改正）

（食事の有料支給）

第６条　令第１５条第１項の規定により食事を支給することができる場合は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事由に該当している場合とする。

(1) 自衛隊法施行規則第５５条の規定により営舎内に居住することを命ぜられている幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官　営舎内に居住しているとき
(2) 幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官（前号に規定する者を除く。）、自衛隊法施行規則第５１条ただし書の規定により営舎外に居住している陸曹長以下の陸上自衛官（以下「陸曹長等」という。）及び空曹長以下の航空自衛官（以下「空曹長等」という。）並びに自衛隊法施行規則第５２条第２項ただし書の規定により営舎外に居住している海曹長以下の海上自衛官（以下「海曹長等」という。）　その職務を遂行するに当たり食事を支給することが必要であると俸給支給機関の長がそのつど認めたとき
(3) 隔遠の地に所在する部隊等又は交通の著しく不便若しくは困難な部隊等に勤務する事務官等及び特殊な勤務に従事する事務官等のうち、防衛大臣の指定するもの　その職務を遂行するに当たり食事を支給することが必要であると俸給支給機関の長がそのつど認めたとき
(4) 防衛医科大学校高等看護学院において看護に従事する職員を養成する教育を受けている者又は防衛医科大学校医学教育部看護学科において防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第１６条第１項第３号に規定する教育訓練を受けている者　その教育又は教育訓練を受けるに当たり食事を支給することが必要であると俸給支給機関の長が認めたとき

２　令第１５条第２項に規定する防衛大臣の定める金額は、１食につき朝食にあつては２４５円、昼食にあつては３９４円、夕食にあつては３６８円とする。

（昭３３庁訓７６・昭３４庁訓２０・昭３６庁訓６１・昭３７庁訓７・昭４５庁訓２８・昭５０庁訓４２・昭５５庁訓４０・平１９庁

訓１・平２６省訓２２・平２６省訓２３・平２７省訓２０・一部改正）

（予備自衛官等に対する被服の無料貸与）

第６条の２　令第１７条第１項の規定に基づき、訓練招集等に応じている予備自衛官等に対して、無料で貸与することができる被服は、予備自衛官にあつては別表第２に、即応予備自衛官にあつては別表第２の２に、予備自衛官補にあつては別表第２の３に掲げる品目及び数量とする。

（昭３０庁訓６２・追加、昭４５庁訓４１・平１０庁訓１２・平１４庁訓４・平１８庁訓６３・一部改正）

（貸与被服の返還）

第７条　令第１７条第４項の規定に基く貸与被服の返還については、同令同条第１項の職員が同令同条第４項に規定する場合に該当し、かつ、その者が営舎等の内にいないこととなつた際に、その者に対して貸与している被服の全部を返還させることとする。

２　前項の規定により被服を返還すべき者が自宅に帰住し、又は病院等に収容されるに当たつて着用を必要とする被服については、前項の規定にかかわらず、俸給支給機関の長が最小限度必要と認めたものに限り、返還することを要しないものとする。

３　前項の規定により返還することを要しないこととされた必要最小限度の被服についても、その者の帰住等の後において着用することが特に必要であると俸給支給機関の長が認めたものを除き、当該帰住等が終了した際にすべて返還させることとする。

４　前項の規定により帰住等の後において着用することが特に必要であると俸給支給機関の長が認めた被服についても、その特に着用することが必要である理由が消滅した場合には、その際返還させることとする。

（昭３４庁訓４４・一部改正）

（弁償額）

第８条　令第１７条の２第１項に規定する場合において弁償すべき額については、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 改造古品及び再生古品以外の被服を亡失した場合　亡失した被服を使用した期間に応じ次に定める割合を当該被服と同一品目及び品質の新品の時価（時価が明確でない場合には、購入価格）に乗じて得た金額（以下この条において「見込額」という。）以上において俸給支給機関の長が定める金額

Ⅰ　使用した期間が別表第２の４において品目ごとに定める期間（以下この条において「基準期間」という。）の２分の１以内のとき　１００分の７０

Ⅱ　使用した期間が基準期間の２分の１を経過したとき（Ⅲに掲げる場合を除く。）　１００分の５０

Ⅲ　使用した期間が基準期間を経過したとき　１００分の３０

(2) 改造古品又は再生古品である被服を亡失した場合　見込額の１００分の３０以上において俸給支給機関の長が定める金額

(3) き損した場合　俸給支給機関の長が当該き損の程度を考慮し、前２号に掲げる基準に準じて定める金額

（昭３０庁訓６２・昭３１庁訓２９・昭３７庁訓７・平１８庁訓６３・一部改正）

（払込金額）

第８条の２　令第１７条の２第３項の規定により被服の代価として払い込むべき金額（以下「払込金額」という。）は、その代価を払い込むべき者に対して同令第１７条第１項から第３項までの規定により被服を支給した日からその代価を払い込むべき理由が生じた日までの期間（以下「使用期間」という。）がそれらの被服について同令別表第１０において品目ごとに定める期間（以下この条において「基準期間」という。）の２分の１以内である場合にあつては、当該被服と同一の品目、品質及び数量による新品の時価（時価が明確でない場合にあつては、購入価格をいう。以下この条において「見込額」という。）の１００分の７０に相当する金額以上において俸給支給機関の長が定める金額とし、使用期間が基準期間の２分の１を経過している場合にあつては、見込額の１００分の５０に相当する金額以上において俸給支給機関の長が定める金額とする。

（昭３１庁訓２９・追加、昭３７庁訓７・平１８庁訓６３・平１９省訓２８・一部改正）

（弁償金額又は払込金額の俸給その他の給与からの控除）

第９条　令第１７条の２第２項の規定により俸給支給機関が弁償金額を弁償すべき者の受けるべき俸給その他の給与から控除するに当つては、次に掲げるところによる。

(1) 令第１７条の２第１項前段に規定する場合に該当して弁償すべき事由が生じた者については、未払の俸給その他の給与から弁償すべき金額の全額を一時に控除する。ただし、その者が引き続いて防衛省の他の職員となつた場合に限り、次号に規定する方法に準じて控除することができる。

(2) 令第１７条の２第１項後段に規定する場合に該当して弁償すべき理由が生じた者については、弁償すべき理由が生じたことが確定した日の属する月の翌月から起算して６月以内の期間に係るその弁償すべき者の受けるべき俸給その他の給与から弁償金額を分割して控除しなければならない。ただし、特に弁償金額が多額である場合には、更に６月以内の期間を限り、その弁償すべき期間を延長することができる。

(3) 前号の規定により弁償すべき者が弁償すべき期間内において退職（これに相当する場合を含む。）し、又は死亡した場合には、未控除の弁償金額をその際その者に支給すべき俸給その他の給与から一時に控除するものとする。

２　令第１７条の２第４項において準用する同令同条第２項の規定により俸給支給機関が払込金額を払い込むべき者の受けるべき俸給その他の給与から控除するに当つては、未払の俸給その他の給与から払込金額の全額を一時に控除する。

（昭３１庁訓２９・昭３４庁訓４４・平１９庁訓１・一部改正）

（予備自衛官手当等の支給日）

第１０条　令第１７条の１１第１項（令第１７条の１３において準用する場合を含む。）に規定する「防衛大臣の定める日」は、５日とする。ただし、５日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、５日の直後のこれらの日以外の日とする。

（平元庁訓２・全改、平１０庁訓１２・平１９庁訓１・平２０省訓２９・一部改正）

（予備自衛官手当等の支給機関）

第１１条　予備自衛官手当の支給機関は、予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部とし、即応予備自衛官手当の支給機関は、指定部隊（自衛隊法第７５条の３の規定により当該即応予備自衛官に対し指定された陸上自衛隊の部隊をいう。第１２条において同じ。）とする。ただし、令第１７条の１１第２項（令第１７条の１３において準用する場合を含む。）の規定により訓練招集手当と併せて予備自衛官手当又は即応予備自衛官手当（以下「予備自衛官手当等」という。）を支給する場合における予備自衛官手当等の支給機関は、訓練招集部隊等（予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第３３号）第２条第４号及び即応予備自衛官の招集手続に関する訓令（平成１０年陸上自衛隊訓令第１３号）第２条第６号に規定する訓練招集部隊等をいう。以下この条及び第１３条において同じ。）とし、即応予備自衛官の訓練招集において、即応予備自衛官が訓練招集部隊等の所在地から遠隔の地に出頭し、かつ、その地において解散する等特別の事情がある場合にあつては、当該訓練招集部隊等から依頼を受けた部隊又は機関とする。

（昭３２庁訓６・昭３３庁訓１８・昭４６庁訓２４・平１０庁訓１２・平１８庁訓８３・平２０省訓２７・一部改正）

（予備自衛官手当等の支払方法）

第１２条　予備自衛官手当等は、予備自衛官若しくは即応予備自衛官の預金若しくは貯金の口座への振込み又は出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第５２条に規定する隔地払により支給する。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、現金で、直接その者に支給することができる。

(1) 予備自衛官又は即応予備自衛官の現住所の属する市町村（東京都及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市にあつては、区をいう。以下同じ。）とその市町村を担当区域とする地方協力本部又は指定部隊の所在地である市町村とが同一である場合

(2) 予備自衛官又は即応予備自衛官の現住所の属する市町村とその市町村を担当区域とする地方協力本部又は指定部隊の資金前渡官吏の取引銀行の所在地である市町村とが同一である場合

(3) 予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集に応じている場合

(4) 前３号に掲げる場合以外の場合であつて、予備自衛官又は即応予備自衛官が直接現金で支払われることを希望した場合

（昭３２庁訓６・昭３５庁訓６０・昭３６庁訓４８・平１０庁訓１２・平１１庁訓１４・平１４庁訓４・平１５庁訓４８・平１８庁訓

８３・一部改正）

（即応予備自衛官の訓練招集手当の額）

第１２条の２　令第１７条の１４第１項の「防衛大臣の定める額」は、自衛隊法施行規則第３４条又は第３５条の規定により指定されている階級に応じ、次表に定める額とする。

指定されている階級	日　　額
２等陸尉	１４，２００円
３等陸尉	１３，７００円
准陸尉、陸曹長及び１等陸曹	１３，２００円
２等陸曹	１２，６００円
３等陸曹	１１，３００円
陸士長及び１等陸士	１０，４００円

（平１０庁訓１２・追加・平１９庁訓１・一部改正）

（訓練招集手当等の支給機関）

第１３条　訓練招集手当又は教育訓練招集手当（以下「訓練招集手当等」という。）の支給機関は、訓練招集部隊等又は教育訓練招集部隊等（予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令（平成１４年陸上自衛隊訓令第４号）第２条第２号に規定する教育訓練招集部隊等をいう。）とする。ただし、即応予備自衛官の訓練招集において、訓練招集部隊等の所在地から遠隔の地に出頭し、かつ、その地において解散する等特別の事情がある場合にあつては、当該訓練招集部隊等から依頼を受けた部隊又は機関とする。

（昭４６庁訓２４・平１０庁訓１２・平１４庁訓４・一部改正）

（訓練招集手当の支払方法等）

第１４条　訓練招集手当等は、直接予備自衛官等に支給する。

２　令第１７条の１４第２項ただし書（令第１７条の１５第２項において準用する場合を含む。）の「防衛大臣の定める日」は、予備自衛官等が応じた訓練招集等に係る期間の末日（訓練招集等に応じた日が１日であるときは、その日）の翌日（その日が銀行法（昭和５６年法律第５９号）第１５条第１項に規定する銀行の休日に当たる場合には、その日後の直近の銀行の営業日をいう。）から起算して銀行の４営業日後の日とする。

（平１０庁訓１２・平１１庁訓１４・平１４庁訓４・平１９庁訓１・一部改正）

第１５条　削除

（昭３４庁訓５４）

（本府省業務調整手当）

第１６条　令第８条の４第２項の「内部組織のうち防衛大臣が定めるもの」は、情報本部の各通信所とする。

（平２２省訓３１・全改）

（初任給調整手当）

第１７条　令第８条の５第１項第１号及び第２号の防衛大臣の定める官職は、別表第３に掲げる部隊及び機関における医師又は歯科医師である自衛官の官職とする。

２　令第８条の５第２項の「防衛大臣の定める官職」は、別表第３の２に掲げる組織に置かれる官職で医師又

は歯科医師の免許を有する者をもつて補充することを必要とするものとする。

（昭４１庁訓３６・全改、昭４４庁訓４３・昭４９庁訓３１・昭５０庁訓６・昭５３庁訓３８・平１９庁訓１・平２２省訓３１・一部改正）

（地域手当）

第１７条の２　令第９条の２第２項の防衛大臣が定める官署及びその級地の区分は、別表第４に定めるとおりとする。

（昭４５庁訓４１・追加、平４庁訓６２・平５庁訓１０・平８庁訓１４・平１０庁訓１２・平１２庁訓４・平１８庁訓６３・平１９庁訓１・平１９省訓２８・一部改正）

（単身赴任手当）

第１７条の３　令第９条の６第２項ただし書の防衛大臣の定める官署は、次の各号に掲げる官署とし、当該官署に在勤する職員に係る交通距離の算定は、交通距離から自衛隊の使用する航空機の利用に係る距離を減じるものとする。

(1) 海上自衛隊硫黄島航空基地隊
(2) 海上自衛隊硫黄島警務分遣隊
(3) 海上自衛隊硫黄島航空分遣隊
(4) 海上自衛隊南鳥島航空派遣隊
(5) 航空自衛隊硫黄島分屯基地に所在する部隊等

２　令第９条の６第３項の防衛大臣の定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、令第９条の６第１項のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが令第９条の６第１項の基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと防衛大臣が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、令第９条の６第１項のやむを得ない事情に準じて防衛大臣の定める事情（以下「防衛大臣の定める事情」という。）により、同居していた満１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある子と別居することとなつた職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが令第９条の６第１項の基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと防衛大臣が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

(3) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転した後、防衛大臣の定める特別の事情により、当該異動又は官署の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなつた職員（当該別居が当該異動又は官署の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する官署に通勤することが令第９条の６第１項の基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと防衛大臣が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常時とする職員

(4) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、令第９条の６第１項のやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、防衛大臣の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが令第９条の６第１項の基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと防衛大臣が認めるものを含む。）のうち、満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(5) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転した後、防衛大臣の定める特別の事情により、当該異動又は官署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなつた職員（当該別居

が当該異動又は官署の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する官署に通勤することが令第９条の６第１項の基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと防衛大臣が認めるものを含む。）のうち、満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子のみと同居して生活することを状況とする職員

(6) 前各号の規定中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い」とあるのを「検察官であつた者又は行政執行法人職員等（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。第２５条の２及び第２８条第４項において「一般職給与法」という。）第１１条の７第３項に規定する行政執行法人職員等をいう。）であつた者から引き続き採用され、これに伴い」と、「異動又は官署の移転」とあるのを「採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により採用された者に限る。）

(7) その他単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして防衛大臣の定める職員

（平２庁訓９・追加、平４庁訓４１・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２３省訓１６・平２５省訓１０・平２７省訓１０・一部改正）

（爆発物取扱作業等手当を支給される作業等）

第１８条　令別表第５爆発物取扱作業等手当の項中「爆発物のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる作業とする。

(1) 不発弾、機雷その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）の信管の除去作業又は不発弾等が発火し、発煙し、若しくは有毒ガスを発生している等極めて危険な状態にある場合における当該不発弾等の運搬、焼却若しくは爆破作業

(2) 不発弾等の発掘（不発弾等の位置確認後の手堀りに限る。）又は不発弾等の安全装置が開放される等著しく危険な状態にある場合における当該不発弾等の運搬、焼却又は爆破作業（前号に掲げる作業を除く。）

(3) 不発弾等の捜索、発掘（不発弾等の位置確認後の手堀りを除く。）又は掃海作業

(4) 弾薬その他の火工品のうち取扱上厳重な注意を要するものの修理及び整備作業

(5) 試製火薬類の試験

(6) 不発弾等の運搬、焼却又は爆破作業（第１号及び第２号に掲げる作業を除く。）

(7) 弾薬その他の火工品の修理及び整備作業（第４号に掲げる作業を除く。）

(8) 高圧ガスの製造及び充てん並びに高圧ガス実験装置の運転（行政職俸給表の適用を受ける職員が行うものに限る。）

(9) 火薬類の製造工程における火薬類の検査

２　令別表第５爆発物取扱作業等手当の項中「特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる作業とする。

(1) 陸上自衛隊化学学校における特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造する作業のうち毒性を有する物質（特殊危険物質の毒性の基本となる化学構造式を含む物質をいう。）が合成された時以後特殊危険物質が合成されるまでのもの

(2) 陸上自衛隊化学学校における特殊危険物質の精製、封入及び除染の作業並びに特殊危険物質を用いて行う防護器材等の試験の作業

(3) 前号に掲げるもののほか、特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いがある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対し直接行う検知、封入若しくは除染の作業、特殊危険物質等に接近して行う撮影の作業又は特殊危険物質等が密封されていない状態で行う運搬の作業

(4) 特殊危険物質により汚染されている区域内において行う作業（前２号に掲げる作業を除く。）

(5) 前号の区域に隣接する区域又は特殊危険物質である疑いがある物質のある場所及びその周辺の区域であつて、特殊危険物質により人の生命又は身体の被害が生じる危険があると認められる区域内において行う

作業（第３号に掲げる作業を除く。）

３　令別表第５爆発物取扱作業等手当の項中「放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる作業とする。

(1) 放射性物質により著しく汚染された者又は物件の除染に係る作業

(2) 放射性物質により著しく汚染された者に対する応急手当その他の応急措置に係る作業

(3) 放射性物質により汚染された者又は物件の除染に係る作業であつて第１号に該当しないもの

(4) 放射性物質により汚染された者に対する応急手当その他の応急措置に係る作業であつて第２号に該当しないもの

４　令別表第５爆発物取扱作業等手当の項中「エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるもの」は、月の初日から末日までの間に、外部放射線を被ばくし、その実効線量が医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第３０条の１８第２項に定める測定（同項第１号ただし書によるものを除く。）により１００マイクロシーベルト以上であつたことが認められた場合において、その期間中に従事した作業とする。

５　令別表第５爆発物取扱作業等手当の項中「防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる作業の区分に従い当該各号に定める額とする。

(1) 第１項第１号に掲げる作業　１０，４００円

(2) 第１項第２号に掲げる作業　５，２００円

(3) 第１項第３号から第５号までに掲げる作業　７５０円

(4) 第１項第６号及び第７号に掲げる作業　５６０円

(5) 第１項第８号に掲げる作業　３００円

(6) 第１項第９号及び第２項第５号に掲げる作業　２５０円

(7) 第２項第１号に掲げる作業　４６０円

(8) 第２項第２号並びに第３項第３号及び第４号に掲げる作業　９２０円

(9) 第２項第３号及び第４号並びに第３項第１号及び第２号に掲げる作業　２，６００円

６　第１項第３号から第７号までに掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合における爆発物取扱作業等手当の額は、前項第３号及び第４号の規定にかかわらず、これらの規定による額にその１００分の５０に相当する額を加算して得た額とする。

７　令別表第５備考２中「防衛大臣の定める作業」は、第１項第３号から第９号まで並びに第２項第１号、第２号及び第５号に掲げる作業とする。

（昭３７庁訓７８・追加、昭４２庁訓４・昭４６庁訓２４・昭４８庁訓５４・昭４９庁訓３１・昭５０庁訓４０・昭５１庁訓２１・昭５２庁訓１５・昭５６庁訓２８・昭６０庁訓２４・平７庁訓３４・平８庁訓３８・平１１庁訓１４・平１７庁訓５６・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２２省訓１５・平２５省訓３７・一部改正）

（航空作業手当の額等）

第１９条　令別表第５航空作業手当の項中航空手当の支給を受ける者を除く職員に係る「防衛大臣の定める作業」は、次に掲げるものとする。

(1) 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和３０年防衛庁訓令第２１号。以下「技能証明訓令」という。）に基づき航空従事者技能証明（Ｇ操縦士の技能証明を除く。）を有する者が行う当該技能証明に係る航空業務

(2) 技能証明訓令第２条に掲げる航空業務に関する技能の修得（滑空機の操縦に関するもの及び落下傘隊員手当の支給を受ける航空自衛官が行う航空業務に関するものを除く。）

(3) 次に掲げる業務のいずれかを任務として行う作業（イからトまでに掲げる業務を任務として行う自衛官については、随時当該作業を行うべきことを命ぜられている者に限る。）

イ　機体、発動機、航空機用機器、装備品、落下傘、航空用被服その他の需品、航空用糧食若しくは航空燃料又は航空医学の試験、研究又は検査

ロ　機雷の捜索又は処分

ハ　水象、地象又は気象の観測又は調査

ニ　物件の投下

ホ　電子情報資料の収集及び処理並びに収集指導

ヘ　対戦闘機戦闘に関する調査、研究及び指導

ト　自衛隊法第１００条の５第１項の規定に基づく輸送の際に行う運航中の航空機（同条第２項の規定により保有する固定翼機に限る。）の状態の識別判定又は当該航空機の機器の維持管理

チ　遭難者の捜索又は救出（落下傘隊員手当の支給を受ける航空自衛官の行つたものを除く。）

リ　航空事故原因の調査

ヌ　警務官又は警務官補が行う航空機内における秩序維持（国際緊急援助等手当に係る在外邦人等輸送業務に該当するものを除く。）

ル　夜間における回転翼航空機からのリペリングによる降下又はホイスト装置による降下若しくは吊り上げ作業

２　前項の作業に係る航空作業手当の額は、搭乗１日につき搭乗者の階級又は職務の級の区分及び作業の区分に従い次表に定める額とする。

<table>
<tr><th>職務の種類
階級又は職務の級</th><th>技能証明訓令の規定による操縦士の資格を有する職員</th><th>技能証明訓令の規定による航空士の資格を有する職員</th><th>技能証明訓令の規定による整備士の資格を有する職員</th><th>その他の職員</th></tr>
<tr><td>２等陸佐、２等海佐及び２等空佐以上の階級
行政職俸給表(一)４級以上及び研究職俸給表３級以上の級</td><td>５，１００円</td><td rowspan="2">２，４００円</td><td rowspan="2">２，２００円</td><td rowspan="2">１，９００円</td></tr>
<tr><td>３等陸尉、３等海尉及び３等空尉以上３等陸佐、３等海佐及び３等空佐以下の階級
行政職俸給表(一)２級及び３級並びに研究職俸給表２級</td><td>３，６００円</td></tr>
<tr><td>准陸尉、准海尉及び准空尉</td><td>３，０００円</td><td>２，２００円</td><td>１，９００円</td><td>１，５００円</td></tr>
<tr><td>陸曹長、海曹長及び空曹長以下の階級
行政職俸給表(一)１級及び研究職俸給表１級</td><td>２，４００円</td><td>１，９００円</td><td>１，５００円</td><td>１，２００円</td></tr>
</table>

３　第１項の作業に係る航空作業手当の支給を受けるべき者が第１項に掲げる作業を第６項に掲げる飛行に際して行つた場合における航空作業手当の額は、前項の規定による額に第９項から第１３項までの規定による日額と等しい額を加えて得た額とする。

４　１月に支給する第１項の作業に係る航空作業手当の額は、前項に規定する場合における加算分を除き、第２項に定める額に２０を乗じて得た額を超えてはならない。

５　１月に支給する第３項に規定する場合における加算分の総額の限度額については、第１４項の規定の例による。

６　令別表第５航空作業手当の項中「防衛大臣の定める特に危険な飛行」は、次の各号のいずれかに掲げる飛行とする。ただし、第１０号、第１１号及び第１４号に掲げる飛行にあつては、第２７条の１０第１項第５号に規定する業務として行うものを除くものとする。

(1) 試作航空機により技術試験又は実用試験のために行う飛行

(2) 機体、発動機、航空機用機器若しくは装備品の改造若しくは調整を行つた航空機又は試作した発動機、航空機用機器、装備品若しくは落下傘を装備した航空機によりその航行の安全を確認する高度な技術を必要とする試験のために行う飛行（前号に掲げるものを除く。）

(3) ジェット機による飛行（乗員の範囲等に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６号）第３条に規定するジェット機の乗員が行うものを除く。）

(4) 回転翼航空機により標高１，０００メートル以上の山岳地において遭難者等の捜索又は救出等のために

行う飛行（１００メートル以下の高度を３０分以上維持して行うものに限る。）

(5) 回転翼航空機による場外離着陸（航空機の運航に関する訓令（昭和３１年防衛庁訓令第３４号）第１４条第１項に規定する「場外離着陸」をいい、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第５項に規定する航空保安施設その他航空機の離着陸を援助するための施設が設置された場所で行うものを除く。）を伴う飛行（自衛隊法第８３条又は第８３条の３の規定による派遣を命ぜられた場合であつて、夜間に行うものに限る。）

(6) 回転翼航空機により船舶を発着の場として行う飛行

(7) 回転翼航空機による乗員の降下を伴う飛行（遭難者等の捜索又は救出のために行うもの以外の場合にあつては、夜間に行うものに限る。）

(8) 救難飛行艇による洋上離着水（昼間にあつては、気象庁風浪階級４以上の階級の海面の状態におけるものに限る。）を伴う飛行

(9) 回転翼航空機により遭難者等の捜索又は救出のために行う飛行（立木、建造物その他の障害物に著しく接近した状態の飛行を伴うものに限る。）

(10) 航空機（ジェット機を除く。）により海上において捜索、哨戒又は電波情報の収集のために行う１００キロメートル以上にわたる飛行

(11) 回転翼航空機により海上において捜索、哨戒等のために行う飛行（１００メートル以下の高度を３０分以上維持して行うものに限る。）

(12) 試作航空機以外の新造の航空機その他これに準ずる航空機によりその航行の安全を確認する試験又は検査のために行う飛行（第２号に掲げるものを除く。）

(13) 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和４１年航空自衛隊訓令第３号）別表第６に規定する初級操縦（Ｔ－７）課程、基本操縦（Ｔ－４）前期課程及び基本操縦（Ｔ－４）後期課程において行う飛行

(14) 計器飛行状態下の航空機（ジェット機を除く。）による飛行（離着陸を伴うもの又は３０分以上行うものに限る。）

７　令別表第５航空作業手当の項中乗員に係る防衛大臣の定める作業は、第１項第１号及び第２号に掲げる作業とする。ただし、前項第７号に掲げる飛行に伴うものにあつては回転翼航空機から降下して行うものに限り、同項第１３号に掲げる飛行に伴うものにあつては令第１１条の３第１項第２号に掲げる乗員に対して指導するためのものに限るものとする。

８　令別表第５航空作業手当の項中落下傘隊員に係る防衛大臣の定める作業は、第６項第１号に掲げる飛行に伴い行われる落下傘降下作業とする。

９　第６項各号に掲げる飛行を行う航空機に搭乗して前２項の作業に従事する乗員又は落下傘隊員に支給する航空作業手当の額は、次の各号に掲げる飛行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第６項第１号に掲げる飛行　３，４００円

(2) 第６項第２号に掲げる飛行　２，０００円

(3) 第６項第８号に掲げる飛行　乗員が救難飛行艇から離れて遭難者等の救出を行うための飛行にあつては１，３２０円、当該飛行以外の飛行にあつては８７０円

(4) 第６項第３号に掲げる飛行　１，１００円

(5) 第６項第４号及び第５号に掲げる飛行　９３０円

(6) 第６項第６号、第７号及び第９号に掲げる飛行　８７０円

(7) 第６項第１０号から第１４号までに掲げる飛行　６２０円

１０　次の各号に掲げる飛行が夜間に行われる場合において、当該飛行を行う航空機に搭乗して第７項の作業に従事する乗員に支給する航空作業手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第６項第８号に掲げる飛行　乗員が救難飛行艇から離れて遭難者等の救出を行うための飛行にあつては１，７５０円、当該飛行以外の飛行にあつては１，３００円

(2) 第６項第４号、第６号、第７号及び第９号までに掲げる飛行（同項第７号に掲げる飛行にあつては、陸上自衛官又は航空自衛官である乗員が行う遭難者等の捜索又は救出のための飛行に限る。）　１，３００円

(3) 第６項第１１号に掲げる飛行　９３０円

１１　第６項第４号に掲げる飛行が視程１，５００メートル未満で行われる場合において、当該飛行を行う航空機に搭乗して第７項の作業に従事する乗員に支給する航空作業手当の額は、第９項及び前項の規定にかかわらず、１，３００円とする。

１２　第６項第１０号に掲げる飛行が別に防衛大臣の定める空域で３０分以上行われる場合において、当該飛行を行う航空機に搭乗して第７項の作業に従事する乗員に支給する航空作業手当の額は、第９項の規定にかかわらず、９３０円とする。

１３　同一の日において、第６項各号に掲げる飛行のうちいずれか２以上の飛行（同項第７号に掲げるものを除く。）を行う航空機に搭乗して第７項の作業に従事する乗員に支給する航空作業手当の額は、第９項から前項までの規定により当該乗員に支給する額のうち最も高い額とする。

１４　第６項第７号に掲げる飛行を行う航空機に搭乗して第７項の作業に従事する乗員が、同一の日において、第６項各号に掲げる飛行（同項第７号に掲げるものを除く。）を行う航空機に搭乗して第７項の作業に従事する場合の当該乗員に支給する航空作業手当の額は、それぞれの作業について第９項から前項までの規定により支給する額を合計した額とする。

１５　１月に支給する第６項の作業に係る航空作業手当の額は、５１，２００円を超えてはならないものとし、その額の算定に当たつては、職員が同項各号に掲げる飛行に従事した日数が１月において２０日を超える場合には２０日を上限とし、かつ、職員が１月において同項第１号に掲げる飛行に従事した日数が１２日を超える場合には、当該飛行に従事した日数については１２日を上限とするものとする。

（昭３１庁訓８・追加、昭３１庁訓２９・昭３１庁訓３８・昭３３庁訓１８・昭３３庁訓２７・昭３３庁訓２７・昭３３庁訓９５・昭３４庁訓４４・昭３６庁訓６１・昭３７庁訓７・昭３７庁訓１１・一部改正、昭３７庁訓７８・旧第１７条の２繰下、昭４０庁訓９・昭４２庁訓４・昭４５庁訓２８・昭４５庁訓４１・昭４６庁訓１３・昭４９庁訓３１・昭５０庁訓４０・昭５２庁訓１５・昭５４庁訓２７・昭５５庁訓４０・昭６０庁訓４２・昭６１庁訓２６・平元庁訓４７・平３庁訓３５・平８庁訓３８・平１２庁訓２７・平１７庁訓５６・平１８庁訓６３・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２１省訓３４・平２３省訓１６・平２５省訓７・平２５省訓３７・平２７省訓２０・平２７省訓４８・一部改正）

第２０条　削除

（平１７庁訓５６、平１９省訓２８・一部改正）

（異常圧力内作業等手当の額等）

第２１条　令別表第５異常圧力内作業等手当の項中「防衛大臣の定める航空生理訓練又は飛行適応検査」は、次に掲げるものとする。

(1) 高度が４，５７２メートル以上９，１４４メートルまでの航空生理訓練（以下この条において「訓練」という。）又は飛行適応検査（以下この条において「検査」という。）

(2) 高度が９，１４４メートルを超え、１０，６６８メートルまでの訓練又は検査

(3) 高度が１０，６６８メートルを超え、１３，１０６メートルまでの訓練又は検査

(4) ２８キロパスカル以上の気圧差で、急減圧直後の高度が１２，１９２メートル以下の訓練又は検査

２　令別表第５異常圧力内作業等手当の項中低圧室内における前項の作業に係る「防衛大臣の定める額」は、作業１回につき次の各号に掲げる作業の区分に従い当該各号に定める額とする。

(1) 前項第１号に掲げる訓練又は検査を実施する作業　９００円

(2) 前項第２号に掲げる訓練又は検査を実施する作業　１，４００円

(3) 前項第３号及び第４号に掲げる訓練又は検査を実施する作業　２，４００円

３　令別表第５異常圧力内作業等手当の項中「防衛大臣の定める作業」は、次の各号に掲げる作業とする。

(1) 高気圧障害、減圧症その他の疾病及びこれらの後遺症の治療

(2) 救急措置訓練、耐圧検査、酸素耐性検査等の業務に従事する潜水員、潜水艦乗組員、医師、衛生員等の作業

(3) 水上減圧法による訓練

(4) 潜水医学の実験

(5) 飽和潜水法を用いて行う作業

(6) 潜水艦救難潜水艇内における救難作業

４　令別表第５異常圧力内作業手当の項中「防衛大臣が認めるもの」は、転覆船内に潜入して行う救難作業及び転覆船の周辺において行う救難作業並びに作業地点の水温が摂氏１０度以下の場合においてウェットスーツを着用して行う潜水作業とする。

５　令別表第５異常圧力内作業等手当の項中潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業に係る「防衛大臣の定める額」は、次表において職員の階級の区分及び作業の区分に従い同表に定める額とする。

作　業 階　級	救難作業及びその訓練		新造又はこれに準ずる改造直後の潜水艦救難潜水艇の試験又は検査	その他の作業	
	潜水深度３００メートルまで	潜水深度３００メートルを超えるとき		潜水深度３００メートルまで	潜水深度３００メートルを超えるとき
３等海佐以上の階級	３，３００円	４，２９０円	４，２９０円	２，２００円	２，８６０円
２等海曹以上１等海尉以下の階級	２，５５０円	３，３１５円	３，３１５円	１，７００円	２，２１０円
３等海曹以下の階級	２，１００円	２，７３０円	２，７３０円	１，４００円	１，８２０円

６　令別表第５異常圧力内作業等手当の項中「防衛大臣の定める試験若しくは検査」は新造（未成艦を含む。）若しくはこれに準ずる改造又は潜航性能に影響を及ぼす修理直後に行う試験又は検査及びその都度防衛大臣があらかじめ内閣総理大臣と協議して指定する実用試験又は性能試験とし、同項中「防衛大臣の定める長期の潜航」は潜航を開始した日から潜航を終了した日までの期間が１５日以上となる潜航とする。

７　令別表第５異常圧力内作業等手当の項中前項の潜航に係る「防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額とする。

(1) 試験又は検査に従事する職員　次に定める額

イ　潜水艦乗組員　幹部自衛官にあつては６２５円、准海尉にあつては５６０円、海曹長等にあつては５００円

ロ　潜水艦乗組員以外の者　幹部自衛官並びに行政職俸給表㈠２級以上及び研究職俸給表２級以上の事務官等にあつては１，７５０円、准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官にあつては１，５００円、陸曹長等、海曹長等及び空曹長等並びに行政職俸給表㈠１級及び研究職俸給表１級の事務官等にあつては１，２５０円

(2) 潜水艦に乗り組んで引き続き１５日以上の潜航を行う海上自衛官　幹部自衛官にあつては９４０円、准海尉にあつては８４０円、海曹長等にあつては７５０円

８　令別表第５異常圧力内作業等手当の項中「航空医学実験隊の行う加速度実験」は次に掲げるものとする。

(1) 人体遠心力発生装置を用いて行う実験

(2) 空間識発生装置を用いて行う実験

９　令別表第５異常圧力内作業等手当の項中前項の作業に係る「防衛大臣の定める額」は、別に定めるところにより、作業の種類及び作業の程度の区分に従い、作業１日につき９００円、１，４００円又は２，１００円とする。

（昭３５庁訓６０・全改、昭３７庁訓７８・旧第１７条の４繰下・一部改正、昭４６庁訓２４・昭４９庁訓３１・昭５０庁訓４０・昭５２庁訓１５・昭５７庁訓１７・昭６０庁訓２４・平２庁訓２３・平１１庁訓４９・平１５庁訓４６・平１６庁訓４０・平１７庁訓５６・平１８庁訓６３・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２６省訓３５・一部改正）

第２２条　削除

（平１７庁訓５６）

第２３条　削除

（平１７庁訓５６）

（駐留軍関係業務手当を支給される業務）

第２４条　令別表第５駐留軍関係業務手当の項中「防衛大臣の定めるもの」は、駐留軍に対する施設及び区域の提供、駐留軍が使用していた施設及び区域の返還又は駐留軍の行為により生じた特別損失若しくは駐留軍の構成員等の行為により生じた事故の補償に関する業務で著しく困難な状況の下に行う利害関係人等との現地折衝又は実地調査とする。

（昭３７庁訓７８・追加、昭５７庁訓５・平１９庁訓１・平１９省訓２８・一部改正）

（南極手当の額）

第２５条　令別表第５南極手当の項中「防衛大臣の定める額」は、次表において職員の階級又は職務の級の区分に従い同表に定める額とする。

階級又は職務の級	南極手当の日額
海将補及び１等海佐 研究職俸給表５級	４，１００円
２等海佐及び３等海佐 研究職俸給表３級及び４級	３，１００円
１等海尉及び２等海尉 研究職俸給表２級	２，４００円
３等海尉 研究職俸給表１級	２，０００円
准海尉	１，９５０円
海曹長 １等海曹	１，９００円
２等海曹以下の階級	１，８００円

（昭４０庁訓４６・追加、昭４３庁訓２・昭４５庁訓２８・昭５０庁訓４０・昭５２庁訓１５・昭５５庁訓４０・昭６０庁訓４２・平３庁訓２２・平１９庁訓１・平１９省訓　　・一部改正）

（夜間看護等手当の額が加算される場合等）

第２５条の２　令附則第２項中「防衛大臣が認める場合」は、助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である職員及び法第１４条第２項において準用する一般職給与法第１２条第１項第２号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため勤務官署の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又は全部を勤務官署が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）とし、この場合の同項の「防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道５キロメートル未満の職員　３８０円

(2) 通勤距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満の職員　７６０円

(3) 通勤距離が片道１０キロメートル以上の職員　１，１４０円

（昭４８庁訓５４・追加、昭５０庁訓４０・昭５１庁訓２１・昭５２庁訓３１・昭５３庁訓２８・昭５４庁訓２７・昭５５庁訓２１・昭５６庁訓４４・昭５９庁訓３７・昭６０庁訓４２・昭６３庁訓２５・平２庁訓２３・平２庁訓２３・平３庁訓２２・平６庁訓４４・平８庁訓３８・平９庁訓２２・平１３庁訓５１・平１４庁訓２・平１９庁訓１・平２５省訓１０・一部改正）

（除雪手当を支給される作業の対象となる道路）

第２６条　令別表第５除雪手当の項中「防衛大臣の定める道路」は、別表第５に掲げる道路とする。

（昭４３庁訓７・追加、昭４５庁訓２８・昭４５庁訓４１・平１９庁訓１・平１９省訓２８・一部改正）

（小笠原手当の額）

第２７条　令附則第３項に規定する「防衛大臣の定める額」は、次の表において、職員の階級又は職務の級の区分及び職員の所属する官署の地域の区分に従い同表に定める額とする。

地　域 階級又は職務の級	南鳥島	硫黄島	南鳥島及び硫黄島以外の地域
３等陸佐、３等海佐及び３等空佐以上の階級 行政職俸給表(一)４級以上の級	５，５１０円	３，８６０円	７００円
１等陸尉、１等海尉及び１等空尉 ２等陸尉、２等海尉及び２等空尉 ３等陸尉、３等海尉及び３等空尉 行政職俸給表(一)２級及び３級 行政職俸給表(二)３級及び４級	５，３５０円	２，８３０円	５００円
准陸尉、准海尉及び准空尉	５，２７０円	２，２９０円	４００円
陸曹長、海曹長及び空曹長以下の階級 行政職俸給表(一)１級 行政職俸給表(二)２級以下の級	５，１９０円	１，７４０円	３００円

２　南鳥島及び硫黄島以外の地域に置かれる官署に所属する職員で防衛大臣の認める特別な環境の下において、令附則第３項に規定する業務に従事する者については、その従事した日１日につき、前項に定める額にその１００分の８０に相当する額を加算することができる。

（昭４３庁訓２６・追加、昭４５庁訓２８・昭４６庁訓２４・昭４８庁訓１１・昭４８庁訓５４・昭４９庁訓３１・昭５１庁訓２・昭５４庁訓２７・昭５５庁訓４０・昭６０庁訓４２・平２庁訓４３・平１３庁訓５１・平１８庁訓６３・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２５省訓３７・一部改正）

第２７条の２　削除

（平１６庁訓４０）

第２７条の３　削除

（昭５７庁訓１７）

（死体処理手当）

第２７条の４　令別表第５死体処理手当の項中「防衛大臣の定める施設」は、防衛医科大学校医学教育部医学科に設けられた解剖学講座、病理学講座及び法医学講座のために供される教室又は自衛隊中央病院研究検査部病理課が行う病理解剖のために供される解剖室とする。

２　令別表第５死体処理手当の項中「防衛大臣の定めるもの」は、死体に接して行う次の各号に掲げる作業（完全に白骨化した死体、指等の死体の一部又は損傷を伴わない死亡直後の死体に係る作業を除く。）で、職員が死体１体の収容又は検視の作業につき４人以内において従事した作業（死体１体につき５人以上で従事した作業で防衛大臣の認めるものを含む。）とする。

(1) 自衛隊法第８３条又は第８３条の３の規定により派遣されて行う死体の収容作業

(2) 警務官又は警務官補の行う死体の収容又は検視の作業

(3) 海上における死体の収容作業（前２号の規定により行われる作業を除く。）

(4) 前３号に掲げるもののほか、航空機の事故その他の事故等において行われる死体の収容作業で防衛大臣の認めるもの

３　令別表第５死体処理手当の項中「防衛大臣の定める額」は、作業１日につき次の各号に掲げる作業の区分

に従い当該各号に定める額とする。ただし、第２号の作業に従事した日に第３号の作業に従事した場合における手当の額は１，６００円とする。

(1) 第１項に定める教室又は解剖室における死体の処理作業　３，２００円

(2) 前項に定める死体の収容作業　１，０００円

(3) 前項に定める死体の検視の作業　１，６００円

４　第２項に定める死体の収容又は検視の作業において、次の各号のいずれかに該当する作業に従事した場合の死体処理手当の額は、前項第２号及び第３号の規定にかかわらず、これらの規定による額にその１００分の１００に相当する額を加算して得た額とする。

(1) 手足の皮膚が安易に剥がれる状態又はこの状態よりさらに死後経過の進行した状態にある死体の収容又は検視の作業

(2) 身体が切断されたもの又は衝撃等により臓器等が飛び出している等の死体の収容又は検視の作業

(3) 焼死体（窒息死により、死体が焼けただれていないものを除く。）の収容又は検視の作業

(4) 死体の解剖の補助作業

（昭５２庁訓１５・追加、昭５３庁訓２８・平元庁訓４７・平２庁訓２３・平５庁訓３１・平６庁訓３５・平１０庁訓１２・平１２庁訓２７・平１２庁訓７６・平１８庁訓６５・平１９庁訓１・平１９省訓２８・一部改正）

（災害派遣等手当）

第２７条の５　令別表第５災害派遣等手当の項中「防衛大臣の定める大規模な災害」は災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され若しくは災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発若しくは大規模な火事による災害若しくは家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）に基づき特定家畜伝染病防疫指針を策定することとされている家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）の発生による災害その他防衛大臣が指定するもの又は原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害とし、同項中「防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業」は当該災害現場において行われる遭難者等の捜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開、被害状況の把握、避難の援助、消防活動、応急医療、救護及び防疫又はこれらに準ずる救援活動等（以下この条において「救援等の作業」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する作業を除く。

(1) 航空手当又は乗組手当の支給を受けている者がそれぞれ航空機に搭乗し、又は艦船に乗り組んで作業に従事した場合におけるその日における作業（別に定める基準に該当する場合の救援等の作業を除く。）

(2) 航空機に搭乗して作業に従事したことにより航空作業手当がその日において支給される場合におけるその日における作業（別に定める基準に該当する場合の救援等の作業を除く。）

２　前項各号に掲げる作業を行つた日の前後にこれらの作業以外の救援等の作業を引き続いて行つた日がある場合は、その作業については引き続き２日以上にわたつて行われたものとみなす。

３　第１項の規定により防衛大臣が指定する場合又は基準を定める場合にあつては、当分の間、あらかじめ内閣総理大臣と協議するものとする。

４　令別表第５災害派遣等手当の項中「これらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるもの」は、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）に基づく警戒区域及び災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づく警戒区域が設定された場合において、防衛大臣が指定する時からその設定がなされた時までの間におけるこれらの区域と同一の区域とする。

５　令別表第５備考３中「防衛大臣の定めるもの」は、爆発物取扱作業等手当（第１８条第３項に規定する作業に係るものに限る。）又は異常圧力内作業等手当（潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難艇に乗り組んで潜水して行う作業に係るものを除く。）の支給対象となる作業に従事した場合におけるその日の作業とする。

（昭５９庁訓２８・追加、昭６１庁訓２６・平５庁訓３１・平７庁訓２７・平７庁訓３４・平８庁訓３８・平１２庁訓７６・平１３庁訓２・平１５庁訓４６・平１６庁訓４０・平１７庁訓５６・平１８庁訓６３・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２０省訓２２・平２２省訓１５・平２４省訓１５・平２６省訓３５・一部改正）

（対空警戒対処等手当）

第２７条の６　令別表第５対空警戒対処等手当の項中「防衛大臣の定める業務」は、次に掲げる業務とする。

(1) 高射部隊（自衛隊法第８２条の３の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた航空自衛隊の高射群及び高射教導群をいう。次号及び第３号において同じ。）が屋外で展開して行う業務

(2) 高射部隊が展開した地域において、自衛隊法第８２条の３の規定による弾道ミサイル等の破壊に必要な措置を命ぜられた部隊が屋外で行う警戒及び出入者の監視等に関する業務

(3) 高射部隊が展開した地域において、自衛隊法第８２条の３の規定による弾道ミサイル等の破壊に必要な措置を命ぜられた航空自衛隊の移動通信隊が屋外で行う通信に関する業務

(4) 護衛艦（自衛隊法第８２条の３の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた護衛艦又はこれに必要な措置を命ぜられた護衛艦をいう。）が展開した海域において、当該護衛艦に乗艦する自衛官が行う業務

２　令別表第５対空警戒対処等手当の項中「特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合」とは、自衛隊法第８２条の３の規定による措置の職務であつて自衛隊の施設を離れて屋外で行われるもの（前項第４号に掲げる業務を除く。）に従事する自衛官の生命又は身体に著しい危険を伴うと防衛大臣が認める場合をいう。

３　令別表第５対空警戒対処等手当の項中「防衛大臣の定める部隊」は航空自衛隊の各移動警戒隊とし、「防衛大臣の定める期間」は引き続く３０日の期間とし、「防衛大臣の定めるもの」は警戒群又は警戒隊のレーダーの換装又は修理等に際し移動式航空警戒管制装置をもつて行う航空警戒管制に関する作業とする。

（平２庁訓２３・追加、平１２庁訓２４・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２２省訓１５・平２５省訓３７・平２６省訓２２・平２６省訓６１・一部改正）

（夜間特殊業務手当）

第２７条の７　令別表第５夜間特殊業務手当の項中「航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる業務とする。

(1) 陸上自衛隊の沿岸監視隊、海上自衛隊の警備所、稚内基地分遣隊、海洋観測所、対潜資料隊若しくは作戦情報支援隊、航空自衛隊の電波情報収集群又は情報本部の通信所における情報の収集に関する業務

(2) 陸上自衛隊の中央基地システム通信隊、基地通信大隊、基地システム通信大隊若しくは基地通信隊、海上自衛隊の通信所、自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、潜水艦隊司令部、潜水隊群司令部、航空群司令部、教育航空群司令部、航空基地隊本部、航空隊基地隊、移動通信隊、地方総監部、航空補給処（支処を除く。）、補給本部、中央システム通信隊、システム通信隊、システム通信分遣隊若しくは保全監査隊（分遣隊を除く。）又は航空自衛隊の通信隊、硫黄島基地隊、土佐清水通信隊、奄美通信隊、救難隊、学校、中央通信隊、中央システム管理隊、移動通信隊若しくは補給処（支処を含む。）における有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務（移動通信隊が行う対空警戒対処等手当に係る業務に該当するものを除く。）

(3) 航空自衛隊の作戦システム運用隊における指令の伝達又は情報の収集に関する業務（基地業務隊が行う当該業務を除く。）

(4) 航空自衛隊の防空管制群又は警戒群若しくは警戒隊における航空警戒、要撃管制又は情報の収集に関する業務（基地業務隊が行う当該業務を除く。）

(5) 陸上自衛隊の駐屯地（分屯地又はこれに準ずる施設を含む。）、海上自衛隊の部隊若しくは機関の所在する陸上の施設又は航空自衛隊の基地（分屯基地を含む。）における警戒及び出入者の監視等に関する業務

(6) 統合幕僚監部の運用室運営班、自衛隊指揮通信システム隊のサイバー防衛隊若しくは中央指揮所運営隊、陸上幕僚監部、陸上自衛隊の方面総監部、中央即応集団司令部、基地システム通信大隊、システム管理隊、中央情報隊若しくはシステム防護隊、海上幕僚監部、海上自衛隊の自衛艦隊司令部、航空集団司令部若しくは保全監査隊（分遣隊を除く。）、航空幕僚監部、航空自衛隊の航空総隊司令部、航空支援集団司令部、作戦情報処理群若しくはシステム監査隊又は情報本部の統合情報部若しくは電波部における部隊の運用に必要な情報処理に係る電子計算機等の運用若しくは維持管理、指令の伝達又は情報の収集に関する業務

(7) 陸上自衛隊の中央管制気象隊、海上自衛隊の運航隊若しくは洋上管制隊又は航空自衛隊の飛行管理隊、飛行情報隊若しくは管制隊における航空交通管制又は航空機の運航に係る情報の収集若しくは連絡に関す

る業務

(8) 陸上自衛隊の中央管制気象隊、海上自衛隊の運航隊若しくは航空隊基地隊又は航空自衛隊の気象隊における気象観測、気象予報又は気象情報の収集若しくは連絡に関する業務

(9) 航空自衛隊の高射群指揮所運用隊における装備品等の運用若しくは保守、指令の伝達又は情報の収集に関する業務（対空警戒対処等手当に係る業務に該当するものを除く。）

(10) 航空自衛隊の飛行場勤務隊における飛行場若しくは航空保安施設の運用若しくは保守又は航空機の運航に係る情報の収集若しくは連絡に関する業務

(11) 陸上自衛隊の第１５旅団第１５ヘリコプター隊における航空機による救急患者の緊急輸送に関する業務

(12) 航空自衛隊の航空団、第８３航空隊又は警戒航空隊における領空侵犯に対する措置に関する業務（飛行群本部、飛行警戒監視群本部、飛行隊、装備隊又は施設隊が行う当該業務に限る。）

(13) 航空自衛隊の航空総隊司令部における航空事故等の救難調整に係る情報の収集又は連絡に関する業務

(14) 自衛隊指揮通信システム隊のネットワーク運用隊又はサイバー防衛隊における防衛情報通信基盤の監視又は監査に関する業務

(15) 情報本部の計画部における内閣官房内閣衛星情報センターとの間で行う画像情報等の収集に係る連絡調整に関する業務

(16) 航空幕僚監部又は航空自衛隊の航空総隊司令部に所属する隊員が国土交通省航空交通管理センターにおいて行う空域管理業務に係る調整に関する業務

(17) 海賊対処行動として行動する航空部隊が所在する施設において、警衛隊に属する隊員がジブチの区域において行う警備に関する業務

２　令別表第５夜間特殊業務手当の項中「勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員１人当たりの１月における平均的な回数が６回未満である業務として防衛大臣の定めるもの」は、自衛官にあつては自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６５号）第９条に基づく日課において、事務官等にあつては自衛隊法施行規則第４４条第９項及び第１０項に基づく勤務時間の割振りにおいて職員１人当たりの深夜の全部又は一部を含む勤務の回数が年間を通じて１月につき平均６回未満である業務とする。

（平３庁訓３５・追加、平４庁訓５・平５庁訓４・平５庁訓５３・平６庁訓１５・平６庁訓４５・平７庁訓１６・平７庁訓２７・平９庁訓１・平９庁訓２２・平１０庁訓２０・平１０庁訓４６・平１２庁訓２４・平１２庁訓９６・平１３庁訓３２・平１３庁訓５１・平１４庁訓８・平１４庁訓３０・平１５庁訓４６・平１６庁訓２０・平１６庁訓４０・平１７庁訓２４・平１７庁訓５６・平１８庁訓３９・平１９庁訓１・平１９省訓１０・平１９省訓２８・平２０省訓１２・平２０省訓２２・平２１省訓３４・平２１省訓４４・平２２省訓８・平２２省訓１５・平２４省訓１０・平２５省訓１６・平２６省訓１０・平２６省訓２４・平２６省訓５２・一部改正）

（航空管制手当）

第２７条の８　令別表第５航空管制手当の項中「防衛大臣の定める部隊」は、次に掲げる部隊とする。

(1) 陸上自衛隊の北部方面管制気象隊の基地隊、第１派遣隊及び第２派遣隊、東北方面管制気象隊基地隊、東部方面管制気象隊の基地隊、第１派遣隊、第３派遣隊、第４派遣隊及び第５派遣隊、中部方面管制気象隊第１派遣隊並びに西部方面管制気象隊第１派遣隊

(2) 海上自衛隊の運航隊（那覇運航隊を除く。以下同じ。）、航空隊基地隊及び洋上管制隊

(3) 航空自衛隊の防空管制群、警戒群、移動警戒隊、硫黄島基地隊、飛行教導群及び管制隊（春日管制隊及び那覇管制隊を除く。以下同じ。）

２　令別表第５航空管制手当の項中「防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げるものとする。

(1) 陸上自衛隊の北部方面管制気象隊の基地隊若しくは第２派遣隊、東部方面管制気象隊の基地隊若しくは第４派遣隊若しくは中部方面管制気象隊第１派遣隊、海上自衛隊の運航隊（大村運航隊、岩国運航隊及び小月運航隊を除く。）若しくは第２５航空隊大湊航空基地隊又は航空自衛隊の管制隊（静浜管制隊、岐阜管制隊及び防府管制隊を除く。）における進入管制業務、着陸誘導管制業務又はターミナル・レーダー管制業務

(2) 陸上自衛隊の北部方面管制気象隊の基地隊、第１派遣隊若しくは第２派遣隊、東北方面管制気象隊基地隊、東部方面管制気象隊の基地隊、第１派遣隊、第３派遣隊、第４派遣隊若しくは第５派遣隊、中部方面管制気象隊第１派遣隊若しくは西部方面管制気象隊第１派遣隊、海上自衛隊の運航隊（大村運航隊及び岩国運航隊を除く。）若しくは航空隊基地隊又は航空自衛隊の管制隊における飛行場管制業務

(3) 海上自衛隊の大村運航隊、岩国運航隊又は洋上管制隊における航空機に対するその運航のために必要な

情報の提供又は飛行計画の通報若しくは承認に関する連絡の業務

(4) 航空自衛隊の防空管制群、警戒群、移動警戒隊、硫黄島基地隊又は飛行教導群における要撃管制業務

3　令別表第５航空管制手当の項の規定に基づき、前項各号に掲げる業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者は、同項第１号から第３号までに掲げる業務を行う者にあつては国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書を交付された者とし、同項第４号に掲げる業務を行う者にあつては航空自衛隊の部隊の長が実施する技能検定（要撃管制業務に係るものに限る。）に合格した者とする。

4　令別表第５航空管制手当の項中「防衛大臣の定める額」は、次の表において業務の種類の区分及び部隊の区分に従い同表に定める額とする。

業務の種類		部隊	手当額
第２項第１号の業務	管制指示を主として行う業務	航空自衛隊千歳管制隊	７７０円
		その他の部隊	６００円
	管制指示の補助を主として行う業務	航空自衛隊千歳管制隊	６００円
		その他の部隊	３６０円
第２項第２号の業務	管制指示を主として行う業務	航空自衛隊千歳管制隊	６００円
		その他の部隊	３６０円
	管制指示の補助を主として行う業務	航空自衛隊千歳管制隊	３６０円
		その他の部隊	３４０円
第２項第３号の業務		海上自衛隊洋上管制隊	３６０円
		その他の部隊	３４０円
第２項第４号の業務		航空自衛隊の防空管制群、警戒群、移動警戒隊、硫黄島基地隊又は飛行教導群	６５０円

5　同一の日に、前項の表の業務の種類の区分又は部隊の区分を異にする二以上の業務に従事した場合における前項の「防衛大臣の定める額」は、同表のこれらの業務に係る額のうち最も高い額（その額が同額である場合にあつては、いずれか一の業務に係る手当の額）とする。

（平５庁訓４・追加、平７庁訓２７・平８庁訓３８・平１３庁訓２・平１３庁訓７５・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２０省訓１２・平２０省訓２７・平２６省訓６１・一部改正）

（国際緊急援助等手当の額）

第２７条の９　令別表第５国際緊急援助等手当の項中「４，０００円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる業務の区分に従い当該各号に定める額とする。ただし、第１号の業務に従事した日に第２号又は第３号の業務に従事した場合における手当の額は、４，０００円とする。

(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和６２年法律第９３号。以下「国際緊急援助隊法」という。）第２条に規定する国際緊急援助活動（次号及び第３号に掲げる業務を除く。）　４，０００円

(2) 国際緊急援助隊法第２条第３号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）　３，０００円

(3) 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物質の海外の地域への輸送　１，４０

０円

２　令別表第５国際緊急援助等手当の項中「７，５００円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる業務の区分に従い当該各号に定める額とする。

(1) 自衛隊法第８４条の３の規定に基づき、海外の地域において行う邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）（次号及び第３号に掲げる業務を除く。）　７，５００円

(2) 在外邦人等輸送業務のうち、外務大臣から輸送の依頼があつた生命又は身体の保護を要する邦人が滞在する外国以外の海外の地域において乗員以外の隊員が行う航空機による輸送業務（陸上の場所に留まつて行う場合に限る。）　３，０００円

(3) 乗員又は乗組員が行う在外邦人等輸送業務を行う職員若しくは物資の海外の地域への輸送業務（陸上の場所に留まつて行う場合に限る。）　１，４００円

３　令別表第５国際緊急援助等手当の項中「特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合」とは在外邦人等輸送業務に従事する職員の生命に特に著しい危険を伴うと防衛大臣が認める場合を、同項中「極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合」とは在外邦人等輸送業務に従事する職員の生命に極めて著しい危険を伴うと防衛大臣が認める場合をいう。

（平６庁訓３５・追加、平１２庁訓２７・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２７省訓２０・一部改正）

（海上警備等手当）

第２７条の１０　令別表第５海上警備等手当の項中「海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するためのものに限り、海賊対処立入検査業務（海賊対処法第８条第１項において準用する海上保安庁法第１７条第１項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる業務とする。

(1) ジブチの区域において乗員及び乗組員以外の隊員が行う次の業務

イ　連絡調整業務

ロ　固定翼哨戒機による哨戒飛行のために行う整備、警備その他の地上において行う業務

ハ　本邦及びジブチ間において行う航空機による輸送業務（地上において行う場合に限る。第４号及び第７号において「航空輸送業務」という。）

(2) バーレーン又は防衛大臣が内閣総理大臣と協議して指定する区域において乗員及び乗組員以外の隊員が行う連絡調整業務

(3) 防衛大臣が内閣総理大臣と協議して指定する区域において乗員以外の隊員が行う固定翼哨戒機による哨戒飛行のために行う整備その他の地上において行う業務

(4) タイ、マレーシア又はモルディブの区域において乗員以外の隊員が行う航空輸送業務

(5) アデン湾・ソマリア沖の区域又はその周辺の区域において乗員又は乗組員が行う次の業務

イ　固定翼哨戒機による哨戒飛行業務

ロ　航行中の船舶を護衛する業務

ハ　護衛艦による警戒監視業務（特定の海域において行う場合に限る。）

(6) アデン湾周辺の区域において乗員又は乗組員が行う次の業務

イ　固定翼哨戒機による哨戒飛行のために行う整備その他の地上において行う業務

ロ　警備業務（港湾に停泊して行う場合に限る。）

(7) ジブチ、タイ、マレーシア又はモルディブの区域において乗員が行う航空輸送業務

(8) アデン湾を除くソマリア沖（ソマリア沿岸から５０海里までの海域をいう。）を通算して４時間以上航海して航行中の船舶を海賊行為から防護するために乗組員が行う業務（第５号に掲げるものを除く。）

２　令別表第５海上警備等手当の項中「自衛隊法第９３条第２項において準用する海上保安庁法第１７条第１項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）又は海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる業務とする。

(1) 立入検査の実施を命ぜられた職員が行う当該立入検査の業務

(2) 対象船舶の進行を停止させるための次に掲げる業務

イ　艦艇の乗組員が行う対象船舶に対する警告射撃又は船体射撃に関する業務

ロ　航空機の乗員が行う対象船舶に対する警告射撃、船体射撃又は爆弾投下に関する業務

３　令別表第５海上警備等手当の項中「防衛大臣が認める場合」は、次の各号に掲げる職員の区分に従い当該各号に定める場合とする。

(1) 特別警備業務若しくは特別海賊対処業務に従事する特別警備隊員又は特別警備隊員輸送業務に従事する乗員　対象船舶から攻撃又は当該船舶にいる者から機関銃、ロケット砲その他その殺傷力がこれらと同等以上の武器を用いた抵抗（職員の生命又は身体に著しい危険を伴うと防衛大臣が認めるものに限る。）を受けた場合

(2) 前項に掲げる職員以外の職員　対象船舶から攻撃又は当該船舶にいる者から抵抗（職員の生命又は身体に著しい危険を伴うと防衛大臣が認めるものに限る。）を受けた場合

４　令別表第５海上警備等手当の項中「４，０００円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる業務の区分に従い当該各号に定める額とする。

(1) 第１項第１号に掲げる業務　４，０００円

(2) 同項第２号から第４号までに掲げる業務　３，０００円

(3) 同項第５号に掲げる業務　２，０００円

(4) 同項第６号及び第７号に掲げる業務　１，４００円

(5) 同項第８号に掲げる業務　４００円

５　同一の日において、第１項各号に掲げる業務のうちいずれか２以上の業務を行う隊員に支給する前項の「４，０００円を超えない範囲で、防衛大臣の定める額」は、同項の規定により当該隊員に支給する額のうち最も高い額（その額の業務が２以上である場合にあつては、いずれか一の業務に係る手当の額）とする。

（平１４庁訓３０・追加、平１６庁訓４０・平１７庁訓５６・平１９庁訓１・平２１省訓３１・平２１省訓３４・平２１省訓４４・平２２省訓３３・平２５省訓５３・平２６省訓３５・平２７省訓４８・一部改正）

（分べん取扱手当）

第２７条の１１　令別表第５分べん取扱手当の項中「防衛大臣の定める分べん」は、出生証明書又は死産証書（妊娠満２２週以後のものに限る。）を作成することとなる分べんとする。

２　令別表第５分べん取扱手当の項中「防衛大臣の定める者」は、次に掲げる産科医師（防衛医科大学校病院の産科婦人科又は自衛隊中央病院若しくは自衛隊地区病院の産婦人科に勤務する医師をいう。以下同じ。）とする。

(1) 出生証明書又は死産証書の作成を行う産科医師

(2) 帝王切開術を伴う分べんにおいて前号に掲げる産科医師の補助を行う産科医師（複数の産科医師が補助を行う場合にあつては、主として補助を行う１名に限る。）

（平２２省訓１５・追加）

（特地勤務手当等）

第２８条　令第１０条第３項第３号中「防衛大臣が定める場合」は職員が当該官署に勤務することとなつた日前１年以内の当該官署に勤務していた期間の末日において当該官署が特地官署に該当していた場合とし、同号中「防衛大臣が定める日」は当該職員がその勤務することとなつた日の直近に受けていた特地勤務手当に係る同項各号に定める日とする。

２　令第１０条の２第２項中「防衛大臣が定める場合」は職員が当該官署に勤務することとなつた日前１年以内の当該官署に在勤していた期間の末日において当該官署が特地官署又は準特地官署に該当していた場合であつて、同日において当該職員が特地勤務手当に準ずる手当を受けていたときとし、同項中「防衛大臣が定める日」は当該職員がその勤務することとなつた日の直近に受けていた特地勤務手当に準ずる手当に係る同項に定める日とする。

３　令別表第６に規定する防衛大臣の指定する官署及び当該官署について防衛大臣の定める級別区分は、別表第６に掲げるとおりとする。

４　法第１４条第２項において準用する一般職給与法第１４条第１項に規定する防衛大臣が指定する準特地官署は、一の年について、又は特定期間（令別表第６備考に規定する特定期間をいう。以下同じ。）及び特定期間以外の期間に区分した上で、いずれか一方について行うものとして別表第７に掲げるとおりとする。

（昭３５庁訓６０・全改、昭３７庁訓７８・旧第１７条の７繰下・一部改正、昭４０庁訓１６・一部改正、昭４０庁訓４６・旧第２５条繰下、昭４３庁訓７・旧第２６条繰下・一部改正、昭４３庁訓２６・旧第２７条繰下、昭４５庁訓２８・昭４５庁訓４１・昭４６庁

訓１３・昭５２庁訓３１・平１０庁訓１３・平１６庁訓７７・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２２省訓１５・平２７省訓３９・一部改正）

（管理職員特別勤務手当）
第２８条の２　（削る）（平３庁訓３５・追加、平１３庁訓２・平１９庁訓１・一部改正、平１９省訓２８・削除）

（南極地域観測の場合の航海手当の日額）
第２９条　令第１２条の３第１項ただし書中「防衛大臣の定める額」は、次の表において乗組員の階級の区分に従い同表に定める額とする。

階　　級	航海手当の日額
海将補及び１等海佐	３，９８０円
２等海佐及び３等海佐	３，０８０円
１等海尉及び２等海尉	２，５７０円
３等海尉以下の階級	２，１２０円

（昭４０庁訓４６・追加、昭４２庁訓３４・昭４３庁訓２・一部改正、昭４３庁訓７・旧第２７条繰下、昭４３庁訓２６・旧第２８条繰下、昭４５庁訓４０・昭４８庁訓５７・昭５１庁訓２・昭５４庁訓３５・平２庁訓４３・平１９庁訓１・一部改正）

（航海手当の日額の特例）
第３０条　令第１２条の３第１項第２号中「防衛大臣の定める艦船」は、音響測定艦とする。
（昭３１庁訓８・追加、昭３１庁訓２９・旧第１７条の６繰下、昭３１庁訓４２・旧第１７条の８繰下、昭３６庁訓６１・昭３７庁訓７・一部改正、昭３７庁訓７８・旧第１７条の９繰下、昭４０庁訓３２・一部改正、昭４３庁訓７・旧第２８条繰下、昭４３庁訓２６・旧第２９条繰下、昭４８庁訓５７・平３庁訓３５・平４庁訓４１・平１０庁訓２０・平１９庁訓１・一部改正）

附　則
１　この訓令は、昭和３０年８月１５日から施行する。
２　平成２４年６月１日から平成２８年３月３１日までの間、別表第６航空自衛隊山田分屯基地に所在する部隊等の項の規定の適用については、同項中「１級　」とあるのは、「２級　２級」とする。
（平２３省訓２５・追加、平２３省訓３４・旧第５項繰上・一部改正、平２４省訓２０・全改、平２５省訓１０・旧第４項繰上・一部改正・平２６省訓２２・平２７省訓２０・一部改正）

附　則（平成１５年３月３１日防衛庁訓令第４６号）
この訓令は、平成１５年４月１日から施行する。
（平１９庁訓１・平２０省訓２７・一部改正）

【防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令】
附　則（平成１８年３月３１日防衛庁訓令第６３号）
（施行期日）
第１条　この訓令は、平成１８年４月１日から施行する。

（号俸決定の特例）
第２条　この訓令の施行の日前に退職した自衛官に係る防衛省職員給与施行細則第１条の適用については、同条中「受けていた号俸」とあるのは、「受けていた号俸を防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第１２２号）附則第９条又は第１２条に定める旧号俸及び経過期間を３月未満と

して同条の規定の適用を受ける自衛官の例により定める号俸」とする。

（平１９庁訓１・一部改正）

（防衛大臣が定める支給期間に該当するもの及び額）

第３条　防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成１８年政令第９０号。以下「一部改正令」という。）附則第７条に規定する防衛大臣が定める支給期間に該当するものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの期間にあっては、次に掲げる期間の区分（初任給調整手当の支給期間として人事院規則で定める期間の区分をいう。以下この条において同じ。）

イ　３３年以上３４年未満

ロ　３４年以上３５年未満

(2) 平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの期間にあっては、期間の区分が３４年以上３５年未満

２　一部改正令附則第７条に規定する防衛大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの期間

イ　前項第１号イに該当する場合　３４０円

ロ　前項第１号ロに該当する場合　４，４００円

(2) 平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの期間　２，２００円

（平２２省訓３１・全改）

第４条　削除

（平２２省訓３１・全改）

（平成２２年３月３１日までの間における自衛官に係る地域手当の支給割合の特例）

第５条　一部改正令附則第８条第２項第２号に規定する防衛大臣の定める割合は、附則別表第２のとおりとする。

２　一部改正令附則第８条第２項第３号に規定する防衛大臣の定める割合は、附則別表第３のとおりとする。

（平１９庁訓１・一部改正）

（自衛官に係る地域手当の支給官署の支給割合の特例）

第６条　附則別表第４に掲げる官署に在勤する者に係る一部改正令附則第８条第２項第２号又は第３号に規定する防衛大臣の定める割合は、当該官署に応じて同表に定める支給割合とする。

（平１９庁訓１・一部改正）

（防衛大臣が定める事由）

第７条　一部改正令附則第１０条第１項に規定する防衛大臣が定める事由に該当する場合とは、次に掲げる場合とする。

（１）乗員の範囲等に関する訓令第２条各項に規定する乗員の区分を異にする異動をした場合

（２）防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和２７年政令第３６８号。以下この条において「令」という。）第１１条の３第２項に規定する乗組員のうち令第１２条第２項の規定による割合を異にする他の船舶に異動をした場合

（３）令第１１条の３第３項各号に掲げる落下傘隊員の区分を変更した場合又は同項第１号に該当する落下傘隊員のうち令第１２条第３項の規定による割合を異にする異動をした場合

（４）令第１１条の３第４項各号に掲げる特別警備隊員の区分を変更した場合

（５）平成１８年４月１日の前日においてその者が属していた階級より下位の階級に降任した場合

（６）乗組員のうちその者の受けている俸給月額を乗組手当の月額の算定基礎とする者にあっては、施行日前における休職等期間（休職にされていた期間、休暇のため引き続き勤務しなかった期間又は国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成７年法律第１２２号）第２条第１項の規定により派遣された期間をいう。）を含む期間に係る令第６条の２３の規定による調整が行われた場合

（平１９庁訓１・一部改正）

附則別表第１　削除

（平２２省訓３１・全改）

附則別表第２

（平１９省訓２８・全改、平１９省訓１６４・平２０省訓３１・平２１省訓３１・一部改正）

級地	支給割合	支給地域
２級地	１００分の１３	東京都のうち 武蔵野市　町田市　国分寺市　国立市　狛江市　多摩市 稲城市　西東京市 神奈川県のうち 鎌倉市 大阪府のうち 大阪市　守口市 兵庫県のうち 芦屋市
	１００分の１２	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 成田市　印西市 東京都のうち 福生市　清瀬市 神奈川県のうち 厚木市 大阪府のうち 門真市
３級地	１００分の１１	東京都のうち 八王子市　立川市　府中市　調布市 神奈川県のうち 横浜市　川崎市 愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 吹田市　高槻市　箕面市 兵庫県のうち 西宮市　宝塚市
	１００分の１０	埼玉県のうち さいたま市 大阪府のうち 寝屋川市　高石市
	１００分の９	茨城県のうち つくば市

		埼玉県のうち 　志木市 千葉県のうち 　船橋市　浦安市　袖ヶ浦市 東京都のうち 　昭島市　日野市　小平市 神奈川県のうち 　海老名市 愛知県のうち 　刈谷市　豊田市 奈良県のうち 　天理市
４級地	１００分の１０	東京都のうち 　三鷹市 神奈川県のうち 　横須賀市 京都府のうち 　京都市 大阪府のうち 　堺市　豊中市　枚方市　茨木市　東大阪市 兵庫県のうち 　神戸市　尼崎市
	１００分の９	大阪府のうち 　八尾市
	１００分の８	茨城県のうち 　水戸市　土浦市　守谷市 埼玉県のうち 　鶴ヶ島市 千葉県のうち 　千葉市　市川市　松戸市　富津市　四街道市 東京都のうち 　青梅市　東村山市　あきる野市 神奈川県のうち 　藤沢市　茅ヶ崎市　相模原市　大和市 愛知県のうち 　豊明市 三重県のうち 　鈴鹿市 滋賀県のうち 　大津市　草津市 奈良県のうち 　奈良市　大和郡山市 大阪府のうち 　池田市

		広島県のうち 　広島市 福岡県のうち 　福岡市

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成１８年４月１日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

附則別表第３

（平１９省訓２８・平１９省訓１６４・平２０省訓３１・平２１省訓３１・一部改正）

級　地	支給割合	支　給　地　域
５級地	１００分の６	神奈川県のうち 　三浦郡葉山町 大阪府のうち 　泉大津市　貝塚市　泉佐野市　富田林市　和泉市 兵庫県のうち 　伊丹市
	１００分の５	宮城県のうち 　仙台市 茨城県のうち 　日立市　古河市　牛久市　ひたちなか市 栃木県のうち 　宇都宮市 埼玉県のうち 　川越市　川口市　行田市　飯能市　加須市　東松山市 　越谷市　戸田市　入間市　朝霞市　三郷市　所沢市（防衛　医科大学校及び自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所を　除く。） 千葉県のうち 　茂原市　佐倉市　柏市　市原市　白井市 神奈川県のうち 　平塚市　秦野市 山梨県のうち 　甲府市 静岡県のうち 　静岡市　沼津市　御殿場市 愛知県のうち 　瀬戸市　碧南市　西尾市　大府市　知多市 三重県のうち 　津市　四日市市 滋賀県のうち 　守山市 京都府のうち 　宇治市（陸上自衛隊宇治駐屯地を除く。）

		亀岡市　京田辺市 大阪府のうち 河内長野市　羽曳野市　藤井寺市 兵庫県のうち 三田市 奈良県のうち 大和高田市　橿原市

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成１８年４月１日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

附則別表第４

（平１９省訓２８・平１９省訓１６４・平２０省訓３１・一部改正・平２０省訓３１全改）

官　　署	支給割合
防衛医科大学校	１００分の８
陸上自衛隊朝霞駐屯地座間分屯地に所在する部隊等	１００分の５
陸上自衛隊宇治駐屯地に所在する部隊等	１００分の８
陸上自衛隊川西駐屯地に所在する部隊等	１００分の１０
陸上自衛隊福岡駐屯地に所在する部隊等	１００分の５
陸上自衛隊春日駐屯地に所在する部隊等	１００分の５
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所	１００分の８
航空自衛隊入間基地に所在する部隊等	１００分の８
航空自衛隊小牧基地に所在する部隊等	１００分の８
航空自衛隊春日基地に所在する部隊等	１００分の５
情報本部大井通信所	１００分の９

附　則（平成１８年７月２８日防衛庁訓令第８３号）（抄）

１　この訓令は、平成１８年７月３１日から施行する。

【防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附　則（平成１９年１月５日防衛庁訓令第１号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

【懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附　則（平成１９年３月２７日防衛省訓令第１０号）

この訓令は、平成１９年３月２８日から施行する。

【俸給支給機関の指定等に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附　則（平成１９年３月３０日防衛省訓令第２８号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（被服の貸与に関する経過措置）

２　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成１９年政令第１３０号。以下「一部改正令」という。）附則第２条第１項の規定により貸与される被服については、施行日以後順次貸与することができるものとする。

（被服の返還日に関する経過措置）

３　一部改正令附則第２条第２項に規定する防衛大臣が定める期間は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第１２条の４に規定する陸曹長等、海曹長等又は空曹長等にあっては３年（令第１４条第１項第３号に規定する学生にあっては２年）を経過する日（以下「返還日」という。）とする。ただし、施行日において返還日が到来している場合又は施行日から起算して１月を経過する日（以下「経過日」という。）までの間に返還日が到来する場合にあっては、経過日までの日とする。

（弁償義務等に関する経過措置）

４　一部改正令附則第２条第３項の規定により準用する令第１７条の２第１項に規定する場合において弁償すべき額については、なお従前の例による。

【防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令】

附　則（平成１９年８月３０日省訓第１４５号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年９月１日から施行する。

【幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附　則（平成１９年１１月３０日防衛省訓令第１６４号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年１１月３０日（以下「施行日」という。）から施行し、平成１９年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　適用日から施行日の前日までの間に、地域手当（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）第１４条第２項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第１１条の３の規定による地域手当に限る。）、広域異動手当及び特地勤務手当を受けていた期間のある自衛官に対する当該期間に係る地域手当の支給割合については、第２条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令附則別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令】

附　則（平成２０年１月１５日防衛省訓令第１号）

この訓令は、平成２０年１月１６日から施行する。

【防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２０年３月２５日防衛省訓令第１２号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２０年３月２６日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２０年３月３１日防衛省訓令第２９号）

この訓令は、平成２０年３月３１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２０年３月３１日防衛省訓令第２７号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

【防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令】

附　則（平成２０年３月３１日防衛省訓令第３１号）

この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２１年３月２７日防衛省訓令第２２号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１５条及び第２９条の改正規定は、同年７月１日から施行する。

【防衛省職員給与簿規則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２１年３月３１日防衛省訓令第３１号）

この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第２条中目次（「第２７条の１０　船舶検査等手当」を「第２７条の１０　海上警備等手当」に改める部分に限る。）及び第２７条の１０の改正規定は、同年３月３１日から施行し、同年３月１３日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２１年５月１５日防衛省訓令第３４号）

この訓令は、平成２１年５月１５日から施行する。

【海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附　則（平成２１年７月１７日防衛省訓令第４４号）（抄）

１　この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成２１年法律第５５号）の施行の日から施行する。

【自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２１年１２月２５日防衛省訓令第６６号）（抄）

１　この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２２年３月２５日防衛省訓令第８号）（抄）

１　この訓令は、平成２２年３月２６日から施行する。

【調達調整会議規則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２２年４月１日防衛省訓令第１５号）

この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

【懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２２年６月３０日防衛省訓令第２９号）（抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成２２年７月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２２年８月１０日防衛省訓令第３３号）

この訓令は、平成２２年８月１０日から施行し、同年５月２３日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２２年１０月１日防衛省訓令第３６号）

この訓令は、平成２２年１０月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２２年１１月３０日防衛省訓令第４３号）

この訓令は、平成２２年１２月１日から施行する。

【防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２３年４月１日防衛省訓令第１６号）（抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２３年６月２９日防衛省訓令第２５号）

この訓令は、平成２３年６月２９日から施行し、同年３月１１日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２３年８月３１日防衛省訓令第３４号）

この訓令は、平成２３年９月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２４年３月２３日防衛省訓令第１０号）

この訓令は、平成２４年３月２６日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２４年３月２９日防衛省訓令第１２号）（抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成２４年４月１日（附則第３項及び第４項において「施行日」という。）から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２４年４月６日防衛省訓令第１５号）

1　この訓令は、平成２４年４月６日から施行する。

２　この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第２７条の５の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ヌの表自衛艦隊の項、同表地方隊の項、別表ルの表航空支援集団の項（援護業務室長に係る部分を除く。）、同表航空開発実験集団の項及び同表機関の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第１から別表第５まで及び別表第７から別表第３６までの規定、防衛省職員定員規則第１項の規定並びに自衛官俸給表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第１及び別表第２の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２４年５月３０日防衛省訓令第２０号）

この訓令は、平成２４年６月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則及び乗員の範囲等に関する訓令の一部を改正する訓令】

附　則（平成２５年１月３０日防衛省訓令第７号）（抄）

１　この訓令は、平成２５年２月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２５年３月１４日防衛省訓令第１０号）

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

【表彰等に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２５年３月２２日防衛省訓令第１６号）

この訓令は、平成２５年３月２６日から施行する。ただし、第１３条の規定（自衛隊の災害派遣に関する訓令第３条の改正規定中第２２号を第２３号とし、第２１号の次に１号を加える部分を除く。）は、平成２５年３月２２日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２５年５月１６日防衛省訓令第３７号）

１　この訓令は、平成２５年５月１６日から施行する。ただし、第２条中技術研究本部の内部組織に関する訓令第２２条第６項の改正規定は、同年１０月１日から施行する。

２　この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第１８条、第１９条及び第２７条の６の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ホの表統合幕僚学校の項、別表リの表その他の防衛大臣直轄部隊の項及び機関の項、別表ヌの表練習艦隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び機関の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令第２条、第３条第１号、第４条第１項第１号及び第２号並びに同条第２項、第５条第１項、第６条並びに別表第１から別表第５７までの規定、防衛省職員定員規則第１項の規定並びに自衛官俸給表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第１チの表及びヌの表並びに別表第２ヌの表の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２５年１２月６日防衛省訓令第５３号）

この訓令は、平成２５年１２月６日から施行する。

【装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２６年３月２４日防衛省訓令第１０号）

この訓令は、平成２６年３月２６日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２６年３月３１日防衛省訓令第２２号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

（食事代に関する訓令の廃止）

２　食事代に関する訓令（昭和３４年防衛庁訓令第２０号）は、廃止する。

（隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対する食事の支給に関する訓令の一部改正）

３　隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対する食事の支給に関する訓令（昭和３３年防衛庁訓令第８０号）の一部を次のように改正する。

第５条中「食事代に関する訓令（昭和３４年防衛庁訓令第２０号）」を「防衛省職員給与施行細則（昭和３０年防衛庁訓令第５２号）第６条第２項」に改める。

【自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附　則（平成２６年３月３１日防衛省訓令第２３号）

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２６年４月１８日防衛省訓令第２４号）

この訓令は、平成２６年４月２０日から施行する。

【国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附　則（平成２６年５月３０日防衛省訓令第３５号）

１　この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成２６年５月３０日）から施行する。

２・３　（略）

【表彰等に関する訓令等の一部改正する訓令】

附　則（平成２６年７月３１日防衛省訓令第６１号）

この訓令は、平成２６年８月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２６年９月２２日防衛省訓令第５２号）

この訓令は、平成２６年９月２２日から施行し、この訓令による改正後の第２７条の７第１項第１７号の規定は、同年７月２４日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２７年３月３０日防衛省訓令第１２号）

１　この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

２　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第２条に規定する防衛大臣が定める額は、附則別表第１に掲げる額とする。

３　改正後の別表第４に掲げる官署に在勤する者に係る地域手当の支給割合（防衛省の職員の給与等に関

する法律（昭和２７年法律第２６６号）第１４条第２項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第１１条の３第２項各号に定める割合をいう。）は、同表に掲げる級地の区分にかかわらず、平成３０年３月３１日までの間、附則別表第２に定める支給割合とする。

附則別表第１（附則第２項関係）

（平２７省訓１２）

経過措置の期間 期間の区分　の区分	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
	円	円	円
16年未満	66,100	46,270	26,440
16年以上　17年未満	65,100	45,570	26,040
17年以上　18年未満	64,100	44,870	25,640
18年以上　19年未満	63,100	44,170	25,240
19年以上　20年未満	62,100	43,470	24,840
20年以上　21年未満	61,100	42,770	24,440
21年以上　22年未満	58,300	40,810	23,320
22年以上　23年未満	56,200	39,340	22,480
23年以上　24年未満	53,300	37,310	21,320
24年以上　25年未満	51,200	35,840	20,480
25年以上　26年未満	48,600	34,020	19,440
26年以上　27年未満	45,200	31,640	18,080
27年以上　28年未満	41,300	28,910	16,520
28年以上　29年未満	37,300	26,110	14,920
29年以上　30年未満	34,000	23,800	13,600
30年以上　31年未満	29,600	20,720	11,840
31年以上　32年未満	25,900	18,130	10,360
32年以上　33年未満	21,100	14,770	8,440
33年以上　34年未満	16,200	11,340	6,480
34年以上　35年未満	11,000	7,700	4,400

附則別表第２（附則第３項関係）

（平２７省訓１２・平２７省訓２９・一部改正）

官　　署	支給割合
防衛医科大学校	１００分の１０
陸上自衛隊宇治駐屯地に所在する部隊等	１００分の１０
陸上自衛隊祝園分屯地に所在する部隊等	１００分の２
陸上自衛隊川西駐屯地に所在する部隊等	１００分の１０
陸上自衛隊福岡駐屯地に所在する部隊等	１００分の７
陸上自衛隊春日駐屯地に所在する部隊等	１００分の７
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所	１００分の１０
海上自衛隊厚木航空基地に所在する部隊等	１００分の４

航空自衛隊入間基地に所在する部隊等（送信所を除く。）	１００分の１０
航空自衛隊入間基地に所在する部隊に属する送信所	１００分の３
航空自衛隊小牧基地に所在する部隊等	１００分の１０
航空自衛隊春日基地に所在する部隊等	１００分の７
情報本部大井通信所	１００分の１２
北関東防衛局（昭島市に在勤する者に限る。）	１００分の１３

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２７年４月１０日防衛省訓令第２０号）

１　この訓令は、平成２７年４月１０日から施行する。

２　この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則目次、第１条、第１条の３、第１９条、第２７条の９、附則第２項、別表第１、別表第１の２及び別表第６の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ロの表防衛大学校の項（「統率・戦史教育室長」を「統率・戦史教育室長
国防論教育室長」に改める部分に限る。）、別表リの表その他の防衛大臣直轄部隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び同表航空支援集団の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第１から別表第５まで及び別表第７から別表第６５までの規定、防衛省職員定員規則第１項の規定、自衛官俸給表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第１チの表及びヌの表並びに別表第２ヌの表の規定、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令別表の規定並びに特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令第１条の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附　則（平成２７年９月２５日防衛省訓令第２９号）

この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

【防衛省設置法の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附　則（平成２７年１０月１日省訓第３９号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附　則（平成２７年１０月２６日防衛省訓令第４８号）

この訓令は、平成２７年１０月２６日から施行し、この訓令による改正後の第１９条及び第２７条の１０の規定は、同年７月２４日から適用する。

【自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附　則（平成２７年１１月２７日防衛省訓令第５１号）

この訓令は、平成２７年１２月１日から施行する。

別表第１（第１条関係）

（平２７省訓２０・追加）

経　　歴		換　算　率
国家公務員、地方公務員又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間のうち、自衛官として有用な職務に従事していた期間	別に定める資格を有している者	１００／１００以下
	上記以外の有用な資格を有している者	８０／１００以下
	資格を有していない者	５０／１００以下
その他の期間		予備自衛官にあつては２５／１００、即応予備自衛官にあつては５０／１００

別表第１の２（第１条の３関係）

（平１８庁訓６３・追加、平２７省訓２０・旧別表第１繰下）

昇任前の号俸	昇任後の号俸
９号俸	３号俸
１０号俸	４号俸
１１号俸	５号俸
１２号俸	６号俸
１３号俸	７号俸
１４号俸	８号俸
１５号俸	９号俸
１６号俸	１０号俸
１７号俸	１１号俸
１８号俸	１２号俸
１９号俸	１３号俸
２０号俸	１４号俸
２１号俸	１５号俸
２２号俸	１６号俸

２３号俸	１７号俸
２４号俸	１８号俸
２５号俸	１９号俸
２６号俸	２０号俸
２７号俸	２１号俸
２８号俸	２２号俸
２９号俸	２３号俸
３０号俸	２４号俸
３１号俸	２５号俸
３２号俸	２６号俸
３３号俸	２７号俸

別表第２（第６条の２関係）

（昭６１庁訓４８・全改、平１０庁訓２０・一部改正、平１８庁訓６３・別表第１から繰下、平１９省訓２８・平２０省訓２２・平２３省訓１６・一部改正）

予備自衛官貸与被服品目及び数量表

品　　目	数　　量		
	陸上自衛隊の予備自衛官	海上自衛隊の予備自衛官	航空自衛隊の予備自衛官
冬服（上衣及びズボン）	1　組	1　組	1　組
夏服（上衣及びズボン）	1　組	1　組	1　組
作業服（上衣及びズボン）	2　組	2　組	2　組
正帽	1　個	1　個	1　個
作業帽	1　個	1　個	1　個
略帽		1　個	
帽日おおい		1　個	
ワイシャツ	1　着	1　着	1　着
ネクタイ	1　個	1　個	1　個
襟飾り		1　個	
外とう	1　着	1　着	1　着
作業外被	1　着	1　着	1　着
雨衣	1　着	1　着	1　着
編上靴		1　足	1　足
半長靴	1　足		
短靴	1　足	1　足	1　足
帽章	1　個	1　個	1　個

階級章	2　組	2　組	2　組
バンド	2　個	2　個	2　個
作業靴		1　足	
手袋	1　組	1　組	1　組
靴下	2　足	2　足	2　足

備考
1　貸与の期間は、訓練招集に応じている期間とする。
2　冬（夏）期においては、夏（冬）期に必要な被服を貸与しない。
3　女子である予備自衛官に対しては、本表の品目中冬服のズボンに代えて冬服のスカートを、夏服のズボンに代えて夏服のスカートを貸与することができる。
4　訓練招集の期間が短い等のため、本表の品目及び数量の被服の全部を必要としないと俸給支給機関の長が認めるときはその一部を減ずることができる。

別表第２の２（第６条の２関係）

（平１０庁訓１２・追加、平１８庁訓６３・別表第１の２から繰下、平１９省訓２８・一部改正）

即応予備自衛官貸与被服品目及び数量表

品　　目	数　量
冬服（上衣及びズボン）	1　組
夏服（上衣及びズボン）	2　組
作業服（上衣及びズボン）	2　組
正帽	1　個
作業帽	1　個
ワイシャツ	1　着
ネクタイ	1　個
外とう	1　個
作業外被	1　着
雨衣	1　着
半長靴	2　足
短靴	1　足
帽章	1　個
階級章	3　組
バンド	2　個
手袋	1　組
靴下	2　足

備考
別表第２の備考は、即応予備自衛官に対して被服を貸与する場合について準用する。

別表第２の３（第６条の２関係）

（平１４庁訓４・追加、平１８庁訓６３・別表第１の３から繰下、平１９省訓２８・一部改正）

予備自衛官補貸与被服品目及び数量表

品　　目	数　量

冬服（上衣及びズボン）	1　組
夏服（上衣及びズボン）	1　組
作業服（上衣及びズボン）	2　組
正帽	1　個
作業帽	1　個
ワイシャツ	1　個
ネクタイ	1　個
外とう	1　個
作業外被	1　着
雨衣	1　着
半長靴	1　足
短靴	1　足
帽章	1　個
バンド	2　個
手袋	1　組
靴下	2　足

備考
　別表第２の備考は、予備自衛官補に対して被服を貸与する場合について準用する。この場合において、同表備考第１及び第４中「訓練招集」とあるのは「教育訓練招集」と読み替えるものとする。

別表第２の４（第８条関係）

（昭３０庁訓６２・旧別表第１繰下、昭３１庁訓８・昭３７庁訓７・昭４５庁訓４１・昭４９庁訓３１・昭５０庁訓６・昭６０庁訓１２・平１０庁訓２０・一部改正、平１８庁訓６３・別表第２から繰下、平１９省訓２８・平２０省訓２２・平２１省訓６６・平２２省訓２９・平２６省訓２２・一部改正）

被服基準期間表

品　　目	単位	期　　間				
		陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生	海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生	航空自衛官及び航空自衛隊の自衛官候補生	学　　生	生　　徒
冬服上衣	１着	２４月	２４月	２４月	２４月	２４月
冬服ズボン	１着	２４月	２４月	２４月	２４月	２４月
冬服スカート	１着	２４月	２４月	２４月	２４月	２４月
夏服上衣	１着	８月	８月	８月	８月	８月
夏服ズボン	１着	８月	８月	８月	８月	８月
夏服スカート	１着	８月	８月	８月	８月	８月
作業服上衣	１着	６月	６月	６月	６月	６月
作業服ズボン	１着	６月	６月	６月	６月	６月
体操服上衣	１着	－	－	－	６月	６月
体操服ズボン	１着	－	－	－	６月	６月
作業外被	１着	４８月	－	４８月	－	４８月
正帽	１個	３６月	３６月	３６月	２４月	２４月
略帽（冬）	１個	－	１６月	－	－	－
略帽（夏）	１個	－	８月	－	－	－
略帽	１個	－	－	－	－	１６月

作業帽	１個	６月	６月	６月	１２月	１２月
帽日おおい	１個	－	６月	－	８月	－
体操帽	１個	－	－	－	１２月	１２月
ワイシャツ	１着	８月	８月	８月	８月	８月
ネクタイ	１個	８月	８月	８月	８月	－
襟飾り	１個	－	２４月	－	－	－
外とう	１着	２５月	２５月	２５月	２５月	２５月
雨衣	１着	３６月	３６月	３６月	３６月	３６月
編上靴	１足	－	２４月	２４月	－	－
半長靴	１足	８月	－	－	８月	８月
短靴	１足	２４月	１２月	２４月	１２月	１２月
帽章	１個	３６月	３６月	３６月	３６月	３６月
階級章	１組	１２月	装着する被服の期間と同一の期間 －	１２月	－	－
襟章	１組	－	２４月	－	２４月	－
バンド	１個	２４月	－	２４月	２４月	２４月
ズボンつり	１個	－	１２０月	－	２４月	２４月
衣のう	１個	１２０月	－	１２０月	１２０月	１２０月

別表第３（第１７条関係）

（昭４４庁訓４３・追加、昭５０庁訓６・昭５０庁訓４５・昭５７庁訓１９・昭５９庁訓１・昭５９庁訓３２・昭５９庁訓３４・昭６３庁訓１２・平３庁訓９・平４庁訓１４・平４庁訓４１・平５庁訓１０・平１８庁訓６３・平２１省訓３１・一部改正）

区分 部隊等	令第８条の５第１項第１号該当の部隊等	令第８条の５第１項第２号該当の部隊等
陸上自衛隊の部隊等	遠軽駐屯地、美幌駐屯地、鹿追駐屯地、白老駐屯地又は那覇駐屯地に所在する部隊等	名寄駐屯地、留萌駐屯地、滝川駐屯地、上富良野駐屯地、岩見沢駐屯地、北千歳駐屯地、東千歳駐屯地、北恵庭駐屯地、南恵庭駐屯地、島松駐屯地、安平駐屯地、倶知安駐屯地、大和駐屯地、船岡駐屯地、北富士駐屯地、富士駐屯地、今津駐屯地、出雲駐屯地、日本原駐屯地、湯布院駐屯地、玖珠駐屯地又は国分駐屯地に所在する部隊等
海上自衛隊の部隊等	沖縄基地隊、硫黄島航空基地隊	大湊地方総監部、大湊地方総監部に籍をおく艦船、館山航空基地隊、自衛隊大湊病院
航空自衛隊の部隊等	奥尻島分屯基地、襟裳分屯基地、硫黄島分屯基地、見島分屯基地、下甑島分屯基地又は那覇基地に所在する部隊等	千歳基地、三沢基地、松島基地、百里基地、築城基地又は新田原基地に所在する部隊等

別表第３の２（第１７条関係）

（昭５０庁訓６・追加、昭５２庁訓１５・昭５９庁訓３７・平９庁訓３１・平１２庁訓２７・平１３庁訓２・平１８庁訓８３・一部改正）

組　　織
人事教育局衛生官 防衛大学校の体育学教育室（体育理論の科目に限る。） 防衛医科大学校の医学教育部医学科及び病院

別表第４（第１７条の２関係）

（昭４６庁訓１３・全改、昭４７庁訓７・昭４９庁訓９・昭４９庁訓３２・昭５０庁訓６・昭５０庁訓４０・昭５５庁訓２１・昭５７庁訓５・昭５７庁訓１９・昭５９庁訓３４・昭５９庁訓３７・昭６０庁訓２４・昭６０庁訓４２・昭６１庁訓３９・平２庁訓９・平７庁訓２７・平９庁訓１・一部改正、平１８庁訓６３・全改・平１８庁訓８３・平２５省訓１６・平２７省訓１２・平２７省訓２９・一部改正）

官　　署	級地の区分
防衛医科大学校	５級地
陸上自衛隊宇治駐屯地に所在する部隊等	５級地
陸上自衛隊祝園分屯地に所在する部隊等	６級地
陸上自衛隊川西駐屯地に所在する部隊等	５級地
陸上自衛隊福岡駐屯地に所在する部隊等	５級地
陸上自衛隊春日駐屯地に所在する部隊等	５級地
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所	５級地
海上自衛隊厚木航空基地に所在する部隊等	６級地
航空自衛隊入間基地に所在する部隊等（送信所を除く。）	４級地
航空自衛隊入間基地に所在する部隊に属する送信所	７級地
航空自衛隊小牧基地に所在する部隊等	５級地
航空自衛隊春日基地に所在する部隊等	５級地
情報本部大井通信所	４級地
北関東防衛局（昭島市に在勤する者に限る。）	３級地

別表第４の２（第１７条の２関係）

（平１５庁訓６９・全改、平１８庁訓６３・削除）

別表第５（第２６条関係）

（昭４６庁訓２４・全改、昭５０庁訓６・昭５７庁訓１７・昭５７庁訓１９・平１０庁訓２０・平１２庁訓２４・平１６庁訓２０・平２０省訓１２・一部改正）

路　　線	区　　間
名寄駐屯地礼文分屯地専用道路	礼文郡礼文町稚内国有林１５１林班香深線道道分岐点から礼文郡礼文町大字船泊字高山所在の礼文分屯地まで
第２５航空隊障子山航空保安無線所専用道路	むつ市釜臥山国有林野２２林班から同国有林野２０林班及びもみ沢山国有林野１８林班所在の障子山航空保安無線所施設まで
第３高射群専用道路	夕張郡長沼町馬追国有林野３林班所在の高射群施設から同国有林野４林班所在の高射群施設まで
北部航空警戒管制団第４２警戒群専用道路	むつ市釜臥山国有林野２３林班から同国有林野２２林班及びもみ沢山国有林野１８林班所在の警戒群施設まで
北部航空警戒管制団第４５警戒群専用道路	北海道石狩郡当別町弁ヶ別１９２３の１７番地から同町弁ヶ別森林区画２４４内熱田行事行区所在の警戒群施設まで
北部航空警戒管制団第１８警戒隊専用道路	稚内市恵比寿５丁目２番１号から同市大字稚内村字ノシャップ所在の警戒隊施設まで及び同区間中警戒隊受信所への分岐点から同受信所まで
北部航空警戒管制団第２８警戒隊専用道路	網走市字二ツ岩１３３の１番地から同市二ツ岩国有林野１１２林班所在の警戒隊施設まで及び同区間中網走市水源池への分岐点から同水源池まで
北部航空警戒管制団第２９警戒隊専用道路	北海道奥尻郡奥尻町字玉浦５５５番地から同町湯浜国有林野４１１林班及び４５４林班所在の警戒隊施設まで
北部航空警戒管制団第３３警戒隊専用道路	男鹿市男鹿中山田地内県道男鹿北浦線分岐点から同市男鹿山国有林野１０８林班、１２９林班及び１３２林班所在の警戒隊施設まで
中部航空警戒管制団第２３警戒群専用道路	輪島市惣領町１５の４０番地から同市西大野町２９番地所在の警戒群施設まで
中部航空警戒管制団第４６警戒隊専用道路	新潟県佐渡市千種字赤坂東通り山林乙１１９２の２から同市北片辺字アンダイ松尾相模範林２４１４所在の警戒隊施設まで

別表第６（第２８条関係）

（昭４６庁訓１３・追加、昭４７庁訓７・昭４７庁訓３８・昭４８庁訓１１・昭４８庁訓２８・昭４８庁訓６１・昭４９庁訓３１・昭５０庁訓４５・昭５３庁訓２８・昭５４庁訓９・昭５５庁訓３・昭５５庁訓３４・昭５５庁訓３６・昭５６庁訓３３・昭５７庁訓１９・昭５９庁訓１・昭５９庁訓２８・昭５９庁訓３９・昭６３庁訓３２・平４庁訓４１・平５庁訓３１・平６庁訓１５・平９庁訓１・平１０庁訓１３・平１１庁訓９・平１３庁訓３２・平１３庁訓５１・平１４庁訓８・平１６庁訓４０・平１８庁訓６５・平１８庁訓８３・平１９省訓１４５・平２０省訓１２・平２２省訓１５・平２３省訓１６・平２４省訓１２・平２７省訓２０・平２７省訓３９・一部改正）

特　　地　　官　　署	級　別　区　分	
	特定期間	特定期間以外の期間
陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地に所在する部隊等	４　級	３　級

陸上自衛隊矢臼別演習場管理しよう舎	１　級	
陸上自衛隊然別訓練しよう舎	１　級	
陸上自衛隊第３０２沿岸監視隊羅臼監視所	３　級	２　級
陸上自衛隊鹿追駐屯地に所在する部隊等	１　級	
陸上自衛隊島松駐屯地日高分屯地に所在する部隊等	３　級	３　級
陸上自衛隊島松山高射教育訓練場	１　級	
陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場管理しよう舎	２　級	１　級
陸上自衛隊佐多対空射撃場管理しよう舎	２　級	２　級
陸上自衛隊与那国派遣隊	６　級	６　級
自衛隊島根地方協力本部隠岐の島駐在員事務所	２　級	２　級
自衛隊長崎地方協力本部対馬駐在員事務所	２　級	２　級
自衛隊長崎地方協力本部五島駐在員事務所	２　級	２　級
自衛隊長崎地方協力本部上五島駐在員事務所	２　級	２　級
自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所	２　級	２　級
自衛隊鹿児島地方協力本部奄美大島駐在員事務所	３　級	３　級
自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在員事務所	３　級	３　級
自衛隊鹿児島地方協力本部徳之島駐在員事務所	５　級	５　級
自衛隊沖縄地方協力本部宮古出張所	３　級	３　級
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	３　級	３　級
海上自衛隊対馬防備隊本部	２　級	２　級
海上自衛隊父島基地分遣隊	６　級	６　級
海上自衛隊硫黄島航空基地隊	６　級	６　級
海上自衛隊硫黄島警務分遣隊	６　級	６　級
海上自衛隊奄美基地分遣隊	４　級	４　級
海上自衛隊硫黄島航空分遣隊	６　級	６　級

海上自衛隊壱岐警備所	4　級	4　級
海上自衛隊上対馬警備所	3　級	3　級
海上自衛隊下対馬警備所	3　級	3　級
海上自衛隊竜飛警備所	4　級	3　級
海上自衛隊南鳥島航空派遣隊	6　級	6　級
海上自衛隊松前警備所白神支所	3　級	3　級
海上自衛隊那覇システム通信分遣隊国頭受信所	2　級	2　級
航空自衛隊奥尻島分屯基地に所在する部隊等	5　級	4　級
航空自衛隊襟裳分屯基地に所在する部隊等	2　級	2　級
航空自衛隊車力分屯基地に所在する部隊等	1　級	
航空自衛隊山田分屯基地に所在する部隊等	1　級	
航空自衛隊加茂分屯基地に所在する部隊等	2　級	2　級
航空自衛隊大滝根山分屯基地に所在する部隊等	2　級	2　級
航空自衛隊峯岡山分屯基地に所在する部隊等	1　級	1　級
航空自衛隊硫黄島分屯基地に所在する部隊等	6　級	6　級
航空自衛隊佐渡分屯基地に所在する部隊等	1　級	1　級
航空自衛隊笠取山分屯基地に所在する部隊等	2　級	2　級
航空自衛隊白山分屯基地に所在する部隊等	1　級	1　級
航空自衛隊見島分屯基地に所在する部隊等	4　級	4　級
航空自衛隊背振山分屯基地に所在する部隊等	2　級	2　級
航空自衛隊海栗島分屯基地に所在する部隊等	4　級	4　級
航空自衛隊福江島分屯基地に所在する部隊等	3　級	3　級
航空自衛隊高畑山分屯基地に所在する部隊等	3　級	3　級
航空自衛隊下甑島分屯基地に所在する部隊等	4　級	4　級
航空自衛隊奄美大島分屯基地に所在する部隊等	4　級	4　級

航空自衛隊沖永良部島分屯基地に所在する部隊等	５　級	５　級
航空自衛隊久米島分屯基地に所在する部隊等	４　級	４　級
航空自衛隊宮古島分屯基地に所在する部隊等	３　級	３　級
航空自衛隊電波情報収集群第３収集班	５　級	５　級
情報本部喜界島通信所	５　級	５　級
防衛装備庁航空装備研究所新島支所	３　級	３　級
北関東防衛局小笠原出張所	６　級	６　級

別表第７（第２８条関係）

（昭５０庁訓４０・全改、昭５４庁訓９・昭５７庁訓１９・昭６２庁訓３１・平４庁訓４１・平５庁訓３１・平６庁訓６・平１０庁訓１３・平１８庁訓８３・平１９省訓２８・平２２省訓１５・平２３省訓１６・平２４省訓１２・平２７省訓３９・一部改正）

区　分	準　特　地　官　署
一の年	陸上自衛隊白川高射教育訓練場 自衛隊新潟地方協力本部佐渡島駐在員事務所 海上自衛隊中央システム通信隊えびの送信所 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地に所在する部隊等
特定期間	陸上自衛隊別海駐屯地に所在する部隊等 陸上自衛隊長都高射教育訓練場 陸上自衛隊中央地区高射教育訓練場 海上自衛隊下北海洋観測所 防衛装備庁下北試験場
特定期間以外の期間	陸上自衛隊矢臼別演習場管理しよう舎 陸上自衛隊島松山高射教育訓練場 航空自衛隊車力分屯基地に所在する部隊等